

配電関係給電申合書取扱業務要綱指針

平成17年 3月30日 制 定

平成18年 7月14日 最終改正

関西電力株式会社

1. 目的

この要綱指針は、「特別高圧配電系統運用業務要綱」および「高圧配電系統運用業務要綱」に基づき、当社と当社の電力系統に接続されるお客さまとの間で締結する「給電申合書」に関する基本的事項を定め、電力系統の利用および手続きの円滑化を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) ネットワーク技術所管系統に接続される特別高圧のお客さまおよび系統運用上事前に取り決めが必要な高圧のお客さまに適用する。
- (2) 系統運用上事前に取り決めが必要な高圧のお客さまは次のいずれかを満たす場合とする。
 - ・ 自家発電機を系統連系される場合
 - ・ 常予備受電の場合
 - ・ 当社引込開閉器がない場合

3. 給電申合書の締結者名

次のとおりとする。

お客さま	締結者名
特高 (2 2 k V ・ 3 3 k V)	ネットワーク技術センター所長 (または支店電力設備室長)
高圧	ネットワーク技術センター所長

4. 作成または更改

給電申合書は、原則として次の事項について作成または更改を行う。

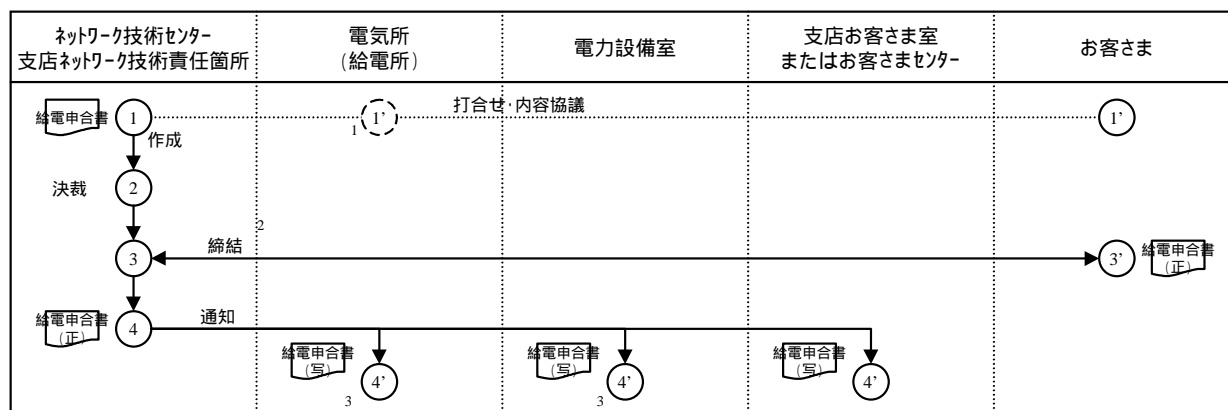
- (1) お客さまが新設された場合
 - (2) 需給契約の変更等 (託送供給関連の変更を含む) により必要と認められる場合
 - (3) 供給方式または受電方式の変更等により必要と認められる場合
 - (4) その他給電申合書記載内容を変更する場合
- (注) 1. 供給方式とは、樹枝状、方式等の線路形態および同一バンク、異バンク、異電源等をいう。
2. 受電方式とは、1回線受電、2回線常用予備線受電、スポットネットワーク受電等をいう。

5. 作成および締結

- (1) ネットワーク技術センター (支店お客さま室ネットワーク技術責任箇所) は、電気所 (給電所) または送電サービスセンターおよびお客さま等関係箇所と協議のうえ、「給電申合書」を作成し、お客さまと締結する。

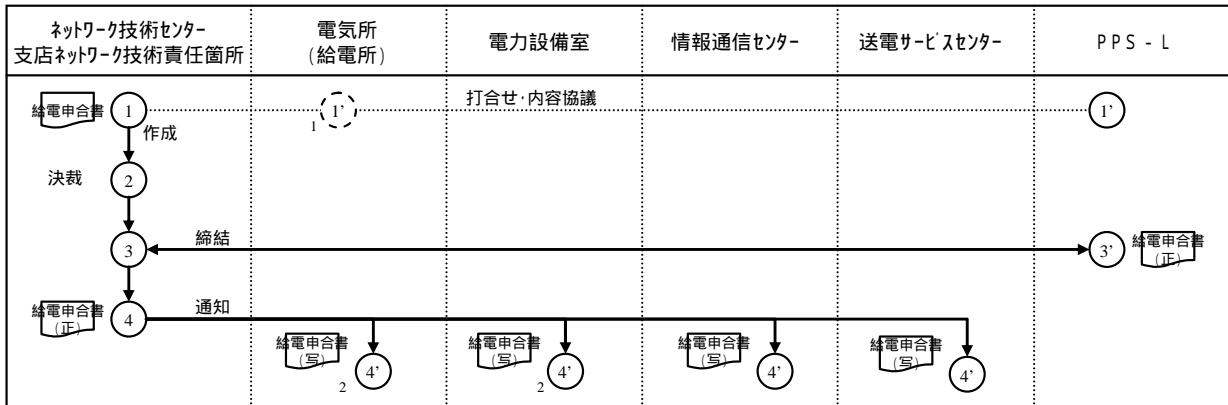
(2) 運行

(a) 当社お客さまの場合



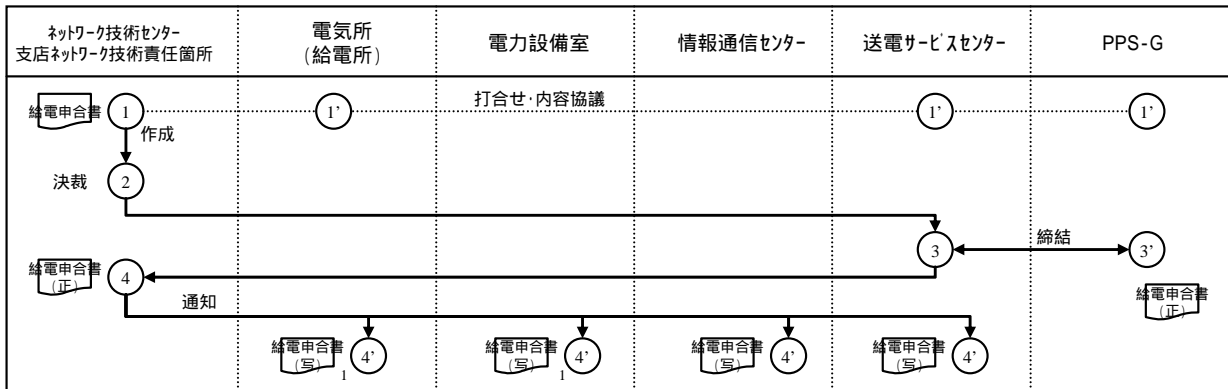
1 お客さま連絡運用操作の場合必要に応じて 2 必要に応じて支店お客さま室またはお客さまセンターを窓口とする 3 必要により送付

(b) P P S - L お客さまの場合



1 お客さま連絡運用操作の場合必要に応じて 2 必要により送付

(c) P P S - G お客さまの場合



1 必要により送付

6. 配付箇所

(1) 保管

締結された給電申合書の本書は、当社の締結箇所（ネットワーク技術センターまたは支店お客さま室ネットワーク技術責任箇所）およびお客さまが各々1通ずつを保管する。

(2) 配付

系統運用箇所は、次の箇所に給電申合書の写しを配付し、その配付箇所名を記録しておくものとする。

配付箇所	配付範囲の補足説明
支店お客さま室またはお客さまセンター	当社と需給または購入契約を締結するお客さまの場合 運用操作区分に基づき必要な場合
電気所（給電所）	
送電サービスセンター	P P S お客さまの場合
情報通信センター	
支店電力設備室	系統運用上必要な場合

上記配付箇所以外に必要な箇所があれば、協議のうえ送付する。

7. 軽易な変更の手続

ネットワーク技術センターは、給電申合書添付図等の変更で給電申合書本文の変更を必要としない場合、支店お客さま室ネットワーク技術責任箇所にて締結したものも含め、お客さまと協議し、ネットワーク技術センター所長と先方主任技術者等の電気関連責任者の双方承認を受けて変更し、添付図等の差し替えを行うとともに関係箇所に送付する。

8．系統運用所管が異なる場合の取扱い

同一お客さまで、常用回線と予備回線の2系統から供給を行い、それぞれ系統運用の所管箇所（電力システム事業本部関係を含む。）が異なる場合の給電申合書の締結は、原則として上位電圧側または常用回線側の系統運用を所管する箇所が一括して行う。

この場合下位電圧の系統運用箇所は、必要な資料を作成のうえ、上位電圧側または常用回線側の系統運用の所管箇所に手続きを依頼する。

9．標準的な給電申合書（ひな形）

標準的な給電申合書のひな形を別紙に示す。このひな形をもとに、当該系統の運用実態および制約等を反映させ、実運用に即した給電申合書を作成し、当社関係箇所ならびにお客さまと協議のうえ締結する。

<別 紙>

1 . 特高給電申合書のひな形 [別紙 1 - 1 ~ 7]

- 別紙 1 - 1 当社顧客 ネットワーク技術主管運用操作作用
- 別紙 1 - 2 当社顧客 お客さま連絡操作作用
- 別紙 1 - 3 P P S - L ネットワーク技術主管運用操作作用
- 別紙 1 - 4 P P S - L お客さま連絡操作作用
- 別紙 1 - 5 P P S - G お客さま連絡操作作用
- 別紙 1 - 6 配電系統図
- 別紙 1 - 7 通信設備概要図

2 . 高圧給電申合書のひな形 [別紙 2 - 1 ~ 4]

- 別紙 2 - 1 当社顧客
- 別紙 2 - 2 P P S - L
- 別紙 2 - 3 P P S - G
- 別紙 2 - 4 - 1 引込線概要図 (当社引込開閉器あり)
- 別紙 2 - 4 - 2 引込線概要図 (当社引込開閉器なし)

給 電 申 合 書
(当 社 顧 客 : ネットワーク技術主管運用操作)

【 】は自家発連系ありの場合のみ追加。

(以下「お客さま」という。) と、関西電力株式会社 (以下「関電」という。) は、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

(系統運用上の協力)

第 1 条 お客さまおよび関電は、本申合書に定める系統運用について相互に誠意をもって協力する。

2 お客さまは、設備の運用および操作については、付図 1 「配電系統図」に示す系統を熟知するとともに、関電の 営業所と連絡を密に行う。

(対象設備)

第 2 条 この申合書の対象となる設備 (以下、「対象設備」という。) は、付図 1 「配電系統図」および付図 2 「通信設備概要図」に示す関電の供給変電所の当該引出設備から、 市 町 × - × - × に設置するお客さまの受電設備に至る送受電設備、【関電に系統連系する発電設備、】お客さまの受電場所における取引用計量装置および通信設備とする。

【 2 お客さまが関電の系統に連系する発電設備は次の通りとする。】

電 気 方 式	交流 相 3 線式	周波数	Hz
電 圧	kV		
定 格 出 力	kW × 台		
総 容 量	kVA		
原 動 機 種 類	発電機 (原 動 機 種 類)		

(責任分界点)

第 3 条 お客さまと関電の責任分界点は、付図 1 「配電系統図」、付図 2 「通信設備概要図」に示すとおりとする。

(平常時の送電状態)

第 4 条 平常時の送電状態は、付図 1 「配電系統図」に示すとおりとする。

(設備の操作) < < 受電方式により選択 : 1 回線受電の場合 > >

第 5 条 お客さまおよび関電は、対象設備の操作および作業に当たっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により実施する。

(1) お客さまの構内停電

お客さまがお客さまの対象設備を操作し供給回線の停電を伴わない停電作業を行う場合、停電作業当日はお客さまの自主操作により実施する。

(2) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関電は、その都度連絡することなくお客さまと事前に打合せした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは、次によりお客さまの対象設備を自主操作する。

a お客さまの依頼による停電

(a) 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までにお客さまの受電用しゃ断器および断路器を開放した後、関電へその旨連絡し、線路の保安停電を依頼する。

また、線路停電後、関電はお客さまにその旨を連絡する。

(b) 送電時の操作

お客様は、お客様の作業終了後、安全確認ののち閉電へその旨連絡する。閉電からの線路充電連絡の後、お客様は線路の充電を確認し、お客様の受電用断路器およびしゃ断器を投入して受電する。

b 閉電の都合による停電

(a) 停電時の操作

お客様は、停電予定時刻までにお客様の受電用しゃ断器および断路器を開放する。

(b) 送電時の操作

お客様は、停電終了予定時刻以降に線路の充電を確認し、お客様の受電用断路器およびしゃ断器を投入して受電する。

(c) 線路停電中の注意

線路作業で停電中の線路は、試充電または耐压試験等で充電することがあるので、停電予定時間内はお客様の受電用断路器およびしゃ断器を投入してはならない。

c 停電協調操作

お客様と閉電が協調して線路の停電を必要とする作業を行う場合は、前項の「a お客様の依頼による停電」に準じて行う。ただし、お客様の依頼による停電時間以後も閉電の都合による停電が継続する場合は、お客様の作業終了連絡以降は前項の「b 閉電の都合による停電」に準じて行う。

2 シャ断器等の送受電設備については、付図1「配電系統図」に記載された番号にて呼称する。

【3 お客様の発電機の系統連系操作にあたっては、お客様は系統の周波数、位相角および電圧が一致するように調整したうえで行う。】

(設備の操作) << 受電方式により選択：常予備受電の場合 >>

第5条 お客様および閉電は、対象設備の操作および作業にあたっては、事前打合せを行い、以下により実施する。また、インターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。

(1) お客様の構内停電

お客様がお客様の対象設備を操作し負荷切替せずに作業を行う場合、停電作業当日はお客様の自主操作により実施する。

(2) 線路の停電および送電操作

(注) < > は2CB受電設備の場合

線路の停電および送電操作について、閉電は、その都度連絡することなくお客様と事前に打合せした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客様は、次によりお客様の対象設備を自主操作する。

a お客様の依頼による停電

(a) 停電時の操作

お客様は、停電予定時刻までに停電を必要とする回線のお客様の受電用<しゃ断器および>断路器を開放した後、閉電へその旨連絡し、線路の保安停電を依頼する。線路停電後、閉電はお客様にその旨を連絡する。

なお、常用回線を停電し予備回線に切替える場合は、自主操作により予備回線へ切替えを行う。

(b) 送電時の操作

お客様は、お客様の作業終了後、安全確認ののち閉電へその旨連絡する。閉電からの線路充電連絡の後、お客様は線路の充電を確認の後、お客様の受電用<しゃ断器および>断路器を投入して受電する。なお、常用回線を停電し予備回線に切替えた場合は、事前に打合せした日時に常用回線へ切替える。

b 閉電の都合による停電

(a) 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までに停電を必要とする回線のお客さまの受電用<しゃ断器および>断路器を開放する。なお、常用回線を停電し予備回線に切替える場合は、自主操作により予備回線へ切替えを行う。

また、関電は、お客さまと事前に打合せした日時にお客さまの受電用機器操作の結果を確認する。

(b) 送電時の操作

お客さまは、停電終了予定時刻以降に線路の充電を確認し、お客さまの受電用<しゃ断器および>断路器を投入して受電する。なお、常用回線を停電し予備回線に切替えた場合は、事前に打合せした日時に常用回線へ切替える。

(c) 線路停電中の注意

線路作業で停電中の線路は、試充電または耐压試験等で充電することがあるので、停電予定時間内は停電回線のお客さまの受電用断路器およびしゃ断器を投入してはならない。

c 停電協調操作

お客さまと関電が協調して線路の停電を必要とする作業を行う場合は、前項の「a お客さまの依頼による停電」に準じて行う。ただし、お客さまの依頼による停電時間以後も関電の都合による停電が継続する場合は、お客さまの作業終了連絡以降は前項の「b 関電の都合による停電」に準じて行う。

2 シャ断器等の送受電設備については、付図1「配電系統図」に記載された番号にて呼称する。

【3 お客さまの発電機の系統連系操作にあたっては、お客さまは系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

(設備の操作) <<受電方式により選択：ネットネットワーク受電方式の場合>>

第5条 お客さまおよび関電は、対象設備の操作および作業にあたっては、事前打合せを行い、以下により実施する。

(1) お客さまの構内停電

お客さまがお客さまの対象設備を操作し負荷切替せずに作業を行う場合、停電作業当日はお客さまの自主操作により実施する。

(2) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関電は、その都度連絡することなくお客さまと事前に打合せした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは、次によりお客さまの対象設備を自主操作する。

a お客さまの依頼による停電

(a) 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までに停電を必要とする回線のお客さまのプロテクタしゃ断器および受電用断路器を開放した後、関電へその旨連絡し、線路の保安停電を依頼する。

線路停電後、関電はお客さまにその旨を連絡する。

(b) 送電時の操作

お客さまは、お客さまの作業終了後、安全確認ののち関電へその旨連絡する。関電からの線路充電連絡の後、お客さまは線路の充電を確認し、お客さまのプロテクタしゃ断器および受電用断路器を投入して受電する。

b 関電の都合による停電

(a) 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までに停電を必要とする回線のお客さまのプロテクタしゃ断器および受電用断路器を開放する。

また、関電は、お客さまと事前に打合せした日時にお客さまの受電用機器操作の結果を確認する。

(b) 送電時の操作

お客さまは、停電終了予定時刻以降に線路の充電を確認し、お客さまのプロテクタしゃ断器および

び受電用断路器を投入して受電する。

(c) 線路停電中の注意

線路作業で停電中の線路は、試充電または耐圧試験等で充電することがあるので、停電予定時間内は停電回線のお客さまの受電用断路器およびしゃ断器を投入してはならない。

c 停電協調操作

お客さまと関電が協調して線路の停電を必要とする作業を行う場合は、前項の「a お客さまの依頼による停電」に準じて行う。ただし、お客さまの依頼による停電時間以後も関電の都合による停電が継続する場合は、お客さまの作業終了連絡以降は前項の「b 関電の都合による停電」に準じて行う。

2 シャ断器等の送受電設備については、付図1「配電系統図」に記載された番号にて呼称する。

【3 お客さまの発電機の系統連系操作にあたっては、お客さまは系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

(工作物の作業停電計画)

第6条 お客さまおよび関電は、電力需給に関連する電力設備の停止または使用抑制を必要とする作業（お客さまの構内停電作業を含む）活線作業および活線近接作業（再閉路リレーによる試充電中止を必要とする場合）保護リレーのロック、給電情報伝送等に影響がある作業、その他電力需給に影響のある作業（以下これらを総称して「電力需給に影響のある作業停電」という。）の計画、調整および実施を次に示すとおり行う。

(1) 年間作業停電計画 <<停電交渉箇所に応じて記載する。>>

お客さまは、電力需給に影響のある作業停電の年間計画を、毎年11月末日までに、関電の支店お客さま室（営業所お客さまセンター）に提出する。関電は、関電および第三者の計画とともに調整し、2月末日までに年間作業停電計画を決定し、お客さまに通知する。

(2) 月間作業停電計画

お客さまは、2ヶ月、3ヶ月先の電力需給に影響のある作業停電の月間計画を、毎月20日までに、関電の支店お客さま室（営業所お客さまセンター）に提出する。関電は、関電および第三者の計画とともに調整し、翌月24日までに月間作業停電計画を決定し、お客さまに通知する。ただし、第三者との調整が完了していない作業停電については、関電の支店お客さま室（営業所お客さまセンター）は、調整状況を上記の通知にあわせてお客さまに通知し、調整が完了次第、調整結果をお客さまに通知する。

(3) 計画の変更

お客さまおよび関電は、(1),(2)により決定した作業停電計画の変更を必要とする場合、すみやかに相互に申し入れ協議し、関電が適切と認めるところに従い変更することができる。

(4) 作業停電の手続きと決定

a 作業停電実施の手続き

お客さまは、決定した月間作業停電計画にもとづき、作業停電予定日の10日前までに関電の支店お客さま室（営業所お客さまセンター）に作業停電の実施を要求し、関電の支店お客さま室（営業所お客さまセンター）は5日前までに実施決定をお客さまに通知する。また、関電の支店お客さま室（営業所お客さまセンター）は、関電および第三者の作業停電決定を5日前までにお客さまに通知する。

b 応急作業停電

お客さまおよび関電は、急を要する作業が発生した場合および月間作業停電計画以外の作業が必要となった場合は、相互に申し入れ協議し、関電が適切と認めるところに従い、実施することができる。

c 実施決定の変更

お客さまおよび関電は、保安上の危険のため緊急を要する場合など、やむを得ず実施決定を変更する必要があった場合、相互に申し入れ協議し、関電が適切と認めるところに従い、変更すること

ができる。

(保護装置の運用)

第7条 お客さまは、閉電の系統運用に関連するお客さまの保護リレーの運用(整定を含む)にあたっては、閉電と協議のうえ行う。なお、整定値については、整定票により別に定める。

(異状時の連絡)

第8条 お客さまは、次の場合すみやかにその旨を閉電の 営業所に連絡する。

- (1) お客さまが、お客さまの構内において閉電の対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合。
- (2) お客さまが、お客さまの構内においてお客さまの対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、閉電の対象設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。

(事故時の処置)

第9条 事故時の処置は次のとおりとする。

(1) お客さまの構内事故の場合

お客さまの構内事故の場合、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、事後すみやかにリレーしゃ断時刻、しゃ断器番号、およびその他の必要な事項を閉電の 営業所に連絡する。

(2-1) 線路事故の場合 <<受電方式により選択：1回線受電の場合>>

a 供給回線が停電の場合

お客さまの供給回線が停電した場合、閉電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、供給回線に正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合は受電用しゃ断器および断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を閉電の 営業所に連絡する。【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

b 線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、閉電は予めお客さまに連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客さまはお客さまの構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

c 復旧後の操作

閉電の設備の事故復旧後、閉電は予めお客さまに連絡することなく線路を充電するため、お客さまは、供給回線に正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないこと【およびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認して受電し、【その後、お客さまの発電機を連系させ、】その旨を閉電の 営業所に連絡する。

ただし、閉電からの復旧連絡がない場合には、復旧作業等で再度停電することがある。

(2-2) 線路事故の場合 <<受電方式により選択：常予備受電の場合>>

a 予備回線が停電の場合

お客さまの予備回線が停電した場合、閉電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、予備回線に正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合は停電回線の受電用しゃ断器の開放確認および断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を閉電の 営業所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

b 常用回線が停電の場合

(a)手動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、閉電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、常用回線に正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がなく予備回線に正常な電圧がある場合は、停電回線のしゃ断器を開放【し、発電機が停電回線

から解列していることを確認】したのち、予備回線に切替え受電する。なお、お客さまは切替後、停電回線の断路器を開放し、その旨を関電の 営業所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

(a)自動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは自動切替装置により予備回線に切替え引き続き受電する。なお、お客さまは切替後停電回線の断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を関電の 営業所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

(b)線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予めお客さまに連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客さまはお客さまの構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

(c) 復旧後の操作

常用回線の事故により予備回線へ切替えた場合、常用回線の事故復旧後、関電は予めお客さまに連絡することなく線路を充電するため、お客さまは、関電からの依頼により、常用回線に正常な電圧があること【およびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認の上、すみやかに常用回線へ切替えを行い受電し、【その後、お客さまの発電機を連系させ、】その旨を関電の 営業所に連絡する。

c 2 回線停電の場合

(a) お客さまの常用回線および予備回線がともに停電した場合、関電は原則として予めお客さまに連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは常用および予備回線ともに正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がないことを確認し、お客さまの受電用しゃ断器および断路器を常用回線、予備回線とも開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】した後、その旨を関電の 営業所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

(b)線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予めお客さまに連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客さまはお客さまの構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

(c) 復旧後の操作

関電の設備の事故復旧後、関電は予めお客さまに連絡することなく線路を充電するため、お客さまは、常用および予備回線の両方またはどちらかに正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないこと【およびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認のうえ受電し、【その後、お客さまの発電機を連系させ、】その旨を関電の 営業所に連絡する。

ただし、関電からの復旧連絡がない場合には、復旧作業等で再度停電することがある。

(2 - 3) 線路事故の場合 < 受電方式により選択：ｽｯﾄﾈｯﾄﾞｰｸ受電の場合 >

a . 供給回線の全部またはいずれかが停電の場合

供給回線の全部またはいずれかが停電した場合、関電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、供給回線の全部またはいずれかに正常な電圧がないことを確認したのち、お客さまは構内を点検し、停電回線のお客さまのプロテクタしゃ断器の開放を確認したうえで、停電回線の断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を関電の 営業所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

b . 線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予めお客さまに連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客さまはお客さまの構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

c . 復旧後の操作

関電の設備の事故復旧後、関電は予めお客さまに連絡することなく線路を充電するため、お客さまは、供給回線の全部またはいずれかに正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー

一動作がなくお客さまの構内に異状がないこと【およびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認のうえ受電し、【その後、お客さまの発電機を連系させ、】その旨を閉電の 営業所に連絡する。

ただし、閉電からの復旧連絡がない場合には、復旧作業等で再度停電することがある。

(3) お客さまおよび閉電は、本条(1)(2)によりがたい場合は、協議のうえ状況に応じた適切な処置を行う。

(連絡)

第10条 お客さまおよび閉電の連絡先は次に示すとおりとする。なお、個別連絡先については付図1「配電系統図」による。

<< 営業所お客さまセンターと支店お客さま室との役割分担により適宜変更 >>

(1) 第6条(工作物の作業停電計画)についての連絡先

[お客さま]

[閉電] 関西電力株式会社 営業所 お客さまセンター

(2) 第11条(設備の変更)、第13条(その他事項)についての連絡先

[お客さま]

[閉電] 関西電力株式会社 支店 お客さま室

(3) 本項(1)(2)以外の系統運用に関する事項の連絡先

[お客さま]

[閉電] 関西電力株式会社 営業所 ネットワーク技術センター

2 お客さまおよび閉電は、本条第1項(3)に関する連絡にあたっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、お客さまおよび閉電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(設備の変更)

第11条 お客さまは、お客さまの受電設備を変更する場合、あらかじめ閉電の支店お客さま室に連絡し、必要に応じて閉電と協議し、単線結線図等の関係図面を提出する。

(有効期間)

第12条 この申合書の有効期限は、電気需給契約の期限と同一とする。ただし、電気需給契約が更改されても申合せ内容に変更がなくお客さま、閉電いずれからも申し入れがない場合は、有効期限を更改後にお客さま、閉電間で締結する電気需給契約の期限まで自動的に延長するものとし、以後も同様とする。

(その他事項)

第13条 お客さまおよび閉電は、この申合書に定める事項について、変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。この場合、付図の変更等、変更内容が軽微なものは、お客さまの電気主任技術者と閉電の 営業所ネットワーク技術センター所長の間で、変更手続きを行うことができることとする。

2 お客さまおよび閉電は、系統運用に関連する事項で、申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

この申合書締結の証として本書2通を作成し、お客さま、関電おのこの1通を保有する。

平成 年 月 日

(お客さま)

(関電) 市 町 x - x - x
関西電力株式会社
営業所ネットワーク技術センター
所 長

給電申合せ
(当社顧客：お客さま連絡操作)

【 】は自家発連系ありの場合のみ追加。

(以下「お客さま」という。)と、関西電力株式会社(以下「関電」という。)は、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

(系統運用上の協力)

第1条 お客さまおよび関電は、本申合せに定める系統運用について相互に誠意をもって協力する。

2 お客さまは、設備の運用および操作については、付図1「配電系統図」に示す系統を熟知するとともに、関電の 制御所および 営業所と連絡を密に行う。

(対象設備)

第2条 この申合せの対象となる設備(以下、「対象設備」という。)は、付図1「配電系統図」および付図2「通信設備概要図」に示す関電の供給変電所の当該引出設備から、 市 町 x - x - x に設置するお客さまの受電設備に至る送受電設備、【関電に系統連系する発電設備、】お客さまの受電場所における取引用計量装置および通信設備等とする。

【2 お客さまが関電の系統に連系する発電設備は次の通りとする。】

電気方式	交流 相3線式	周波数	Hz
電 圧	kV		
定格出力	kW x 台		
総 容 量	kVA		
原動機種類	発電機(原動機種類)		

(責任分界点)

第3条 お客さまと関電の責任分界点は、付図1「配電系統図」、付図2「通信設備概要図」に示すとおりとする。

(平常時の送電状態)

第4条 平常時の送電状態は、付図1「配電系統図」に示すとおりとする。

(設備の操作)

【 】は 方式の場合のみ追加。

第5条 お客さまおよび関電は、対象設備の操作および作業に当たっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、相互に連絡のうえ実施する。特に、特高配電線路の一部となっているお客さまの対象設備の操作については、関電の 制御所の指示によりお客さまが行う。ただし、お客さまがお客さまの対象設備を操作し、負荷切替をせずに停電作業を行う場合、停電作業当日はお客さまの自主操作により実施する。

2 << 2回線常予備受電方式のみ、切替方法に応じて下記のいずれかを選択し記載 >>

「常用・予備線受電でループ切替不可の場合」

お客さまの受電切替操作は、停電切替とし、常用回線と予備回線並列受電の操作は行わない

「常用・予備線受電でループ切替可の場合」

お客さまの受電切替操作は、常用回線と予備回線並列切替を可とするが、切替時には関電の〇〇制御所と連絡打合せのうえ行う。

3 しゃ断器等の送受電設備については、付図1「配電系統図」に記載された番号にて呼称する。

【4 お客さまの発電機の系統連系操作にあたっては、お客さまは系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

(工作物の作業停電計画)

第6条 お客さまおよび関電は、電力需給に関連する電力設備の停止または使用抑制を必要とする作業（お客さまの構内停電作業を含む）活線作業および活線近接作業（再閉路リレーによる試充電中止を必要とする場合）保護リレーのロック、給電情報伝送等に影響がある作業、その他電力需給に影響のある作業（以下これらを総称して「電力需給に影響のある作業停電」という。）の計画、調整および実施を次に示すとおり行う。

(1) 年間作業停電計画 <<停電交渉箇所に応じて記載する。>>

お客さまは、電力需給に影響のある作業停電の年間計画を、毎年11月末日までに、関電の支店お客さま室（営業所お客さまセンター）に提出する。関電は、関電および第三者の計画とともに調整し、2月末日までに年間作業停電計画を決定し、お客さまに通知する。

(2) 月間作業停電計画

お客さまは、2ヶ月、3ヶ月先の電力需給に影響のある作業停電の月間計画を、毎月20日までに、関電の支店お客さま室（営業所お客さまセンター）に提出する。関電は、関電および第三者の計画とともに調整し、翌月24日までに月間作業停電計画を決定し、お客さまに通知する。ただし、第三者との調整が完了していない作業停電については、関電の支店お客さま室（営業所お客さまセンター）は、調整状況を上記の通知にあわせてお客さまに通知し、調整が完了次第、調整結果をお客さまに通知する。

(3) 計画の変更

お客さまおよび関電は、(1),(2)により決定した作業停電計画の変更を必要とする場合、すみやかに相互に申し入れ協議し、関電が適切と認めるところに従い変更することができる。

(4) 作業停電の手続きと決定

a 作業停電実施の手続き

お客さまは、決定した月間作業停電計画にもとづき、作業停電予定日の10日前までに関電の支店お客さま室（営業所お客さまセンター）に作業停電の実施を要求し、関電の支店お客さま室（営業所お客さまセンター）は5日前までに実施決定をお客さまに通知する。また、関電の支店お客さま室（営業所お客さまセンター）は、関電および第三者の作業停電決定を5日前までにお客さまに通知する。

b 応急作業停電

お客さまおよび関電は、急を要する作業が発生した場合および月間作業停電計画以外の作業が必要となった場合は、相互に申し入れ協議し、関電が適切と認めるところに従い、実施することができる。

c 実施決定の変更

お客さまおよび関電は、保安上の危険のため緊急を要する場合など、やむを得ず実施決定を変更する必要があった場合、相互に申し入れ協議し、関電が適切と認めるところに従い、変更することができる。

(保護装置の運用)

第7条 お客さまは、関電の系統運用に関連するお客さまの保護リレーの運用（整定を含む）にあたっては、関電と協議のうえ行う。なお、整定値については、整定票により別に定める。

(異状時の連絡)

第8条 お客さまは、次の場合すみやかにその旨を関電の 制御所に連絡する。

(1) お客さまが、お客さまの構内において関電の対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合。

(2) お客さまが、お客さまの構内においてお客さまの対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、関電の対象設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。

(事故時の処置)

第9条 事故時の処置は次のとおりとする。

(1) お客さまの構内事故の場合

お客さまの構内事故の場合、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、事後すみやかにリレーしゃ断時刻、しゃ断器番号、およびその他の必要な事項を関電の 制御所に連絡する。

(2 - 1) 線路事故の場合 << 受電方式により選択：1回線受電の場合 >>

a 供給回線が停電の場合

お客さまの供給回線が停電した場合、関電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、供給回線に正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合は受電用しゃ断器および断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を関電の 制御所に連絡する。【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

b 線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予めお客さまに連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客さまはお客さまの構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

c 復旧後の操作

関電の設備の事故復旧後、関電は予めお客さまに連絡することなく線路を充電するため、お客さまは、供給回線に正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないこと【およびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認して受電し、【その後、お客さまの発電機を連系させ、】その旨を関電の 制御所に連絡する。

ただし、関電からの復旧連絡がない場合には、復旧作業等で再度停電することがある。

(2 - 2) 線路事故の場合 << 受電方式により選択：常予備受電の場合 >>

a 予備回線が停電の場合

お客さまの予備回線が停電した場合、関電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、予備回線に正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合は停電回線の受電用しゃ断器の開放確認および断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を関電の 制御所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

b 常用回線が停電の場合

(a) 手動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、関電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、常用回線に正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がなく予備回線に正常な電圧がある場合は、停電回線のしゃ断器を開放したのち、予備回線に切替え受電する。なお、お客さまは切替後、停電回線の断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を関電の 制御所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

(a') 自動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは自動切替装置により予備回線に切替え引き続き受電する。なお、お客さまは切替後停電回線の断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を関電の 制御所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

(b) 線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予めお客さまに連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客さまはお客さまの構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

(c) 復旧後の操作

常用回線の事故により予備回線へ切替えた場合、常用回線の事故復旧後、関電は予めお客さまに連絡することなく線路を充電するため、お客さまは、関電からの依頼により、常用回線に正常な電圧があること【およびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認の上、すみやかに常用回線へ切替えを行い受電し、【その後、お客さまの発電機を連系させ、】その旨を関電の 制御所に連絡する。

c 2回線停電の場合

- (a) お客さまの常用回線および予備回線がともに停電した場合、関電は原則として予めお客さまに連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは常用および予備回線ともに正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がないことを確認し、お客さまの受電用しゃ断器および断路器を常用回線、予備回線とも開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】した後、その旨を関電の 制御所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

(b)線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予めお客さまに連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客さまはお客さまの構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

(c) 復旧後の操作

関電の設備の事故復旧後、関電は予めお客さまに連絡することなく線路を充電するため、お客さまは、常用および予備回線の両方またはどちらかに正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異常がないこと【およびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認のうえ受電し、【その後、お客さまの発電機を連系させ、】その旨を関電の 制御所に連絡する。

ただし、関電からの復旧連絡がない場合には、復旧作業等で再度停電することがある。

(2 - 3) 線路事故の場合 <<受電方式により選択：ネットネットワーク受電の場合>>

a . 供給回線の全部またはいずれかが停電の場合

供給回線の全部またはいずれかが停電した場合、関電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、供給回線の全部またはいずれかに正常な電圧がないことを確認したのち、お客さまは構内を点検し、停電回線のお客さまのプロテクタしゃ断器の開放を確認したうえで、停電回線の断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を関電の 制御所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

b . 線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予めお客さまに連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客さまはお客さまの構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

c . 復旧後の操作

関電の設備の事故復旧後、関電は予めお客さまに連絡することなく線路を充電するため、お客さまは、供給回線の全部またはいずれかに正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異常がないこと【およびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認のうえ受電し、【その後、お客さまの発電機を連系させ、】その旨を関電の 制御所に連絡する。

ただし、関電からの復旧連絡がない場合には、復旧作業等で再度停電することがある。

(2 - 4) 線路事故の場合 <<受電方式により選択：方式受電の場合>>

a 供給回線が停電の場合

お客さまの供給回線が停電した場合、関電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、供給回線に正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常のない場合は、その旨を関電の 制御所に連絡し、関電の機器操作指示により、お客さまがお客さまの機器を操作し受電する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

b 線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予めお客さまに連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客さまはお客さまの構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

c 復旧後の操作

事故復旧後、お客さまは、関電からの機器操作指示により、【お客さまの発電機用しゃ断器の開放を確認のうえ】お客さまの機器を操作して受電【し、その後、お客さまの発電機を連系】する。

(3) お客さまおよび関電は、本条(1)(2)によりがたい場合は、協議のうえ状況に応じた適切な処置を行う。

(連絡)

第10条 お客さまおよび関電の連絡先は次に示すとおりとする。なお、個別連絡先については付図1「配電系統図」による。

<<営業所お客さまセンターと支店お客さま室との役割分担により適宜変更>>

(1) 第5条(設備の操作)、第8条(異状時の連絡)、および第9条のうちの対象設備の操作についての連絡先

[お客さま]

[関電] 関西電力株式会社 制御所

(2) 第6条(工作物の作業停電計画)についての連絡先

[お客さま]

[関電] 関西電力株式会社 営業所 お客さまセンター

(3) 第11条(設備の変更)、第13条(その他事項)についての連絡先

[お客さま]

[関電] 関西電力株式会社 支店 お客さま室

(4) 本項(1)~(3)以外の系統運用に関する事項の連絡先

[お客さま]

[関電] 関西電力株式会社 営業所 ネットワーク技術センター

2 お客さまおよび関電は、本条第1項(1),(4)に関する連絡にあたっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、お客さまおよび関電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(設備の変更)

第11条 お客さまは、お客さまの受電設備を変更する場合、あらかじめ関電の支店お客さま室に連絡し、必要に応じて関電と協議し、単線結線図等の関係図面を提出する。

(有効期間)

第12条 この申告書の有効期限は、電気需給契約の期限と同一とする。ただし、電気需給契約が更改されても申合せ内容に変更がなくお客さま、関電いずれからも申し入れがない場合は、有効期限を更改後にお客さま、関電間で締結する電気需給契約の期限まで自動的に延長するものとし、以後も同様とする。

(その他事項)

第13条 お客さまおよび関電は、この申告書に定める事項について、変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。この場合、付図の変更等、変更内容が軽微なものは、お客さまの電気主任技術者と関電の 営業所ネットワーク技術センター所長の間で、変更手続きを行うことができることとする。

2 お客さまおよび関電は、系統運用に関連する事項で、申告書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

この申合書締結の証として本書2通を作成し、お客さま、関電おのこの1通を保有する。

平成 年 月 日

(お客さま)

(関電) 市 町 x - x - x
関西電力株式会社
営業所ネットワーク技術センター
所 長

給 電 申 合 書
(P P S - L : ネットワーク技術主管運用操作)

【 】は自家発連系ありの場合のみ追加。

(以下「お客さま」という。)と、関西電力株式会社(以下「関電」という。)は、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

(系統運用上の協力)

第1条 お客さまおよび関電は、本申合書に定める系統運用について相互に誠意をもって協力する。

2 お客さまは、設備の運用および操作については、付図1「配電系統図」に示す系統を熟知するとともに、関電の 営業所と連絡を密に行う。

(対象設備)

第2条 この申合書の対象となる設備(以下、「対象設備」という。)は、付図1「配電系統図」および付図2「通信設備概要図」に示す関電の供給変電所の当該引出設備から、 市 町 x - x - x に設置するお客さまの受電設備に至る送受電設備、【関電に系統連系する発電設備、】お客さまの受電場所における取引用計量装置および通信設備等とする。

【2 お客さまが関電の系統に連系する発電設備は次の通りとする。】

電 気 方 式	交流 相3線式	周波数	Hz
電 圧	kV		
定 格 出 力	kW x 台		
総 容 量	kVA		
原 動 機 種 類	発電機(原動機種類)		

(責任分界点)

第3条 お客さまと関電の責任分界点は、付図1「配電系統図」、付図2「通信設備概要図」に示すとおりとする。

(平常時の送電状態)

第4条 平常時の送電状態は、付図1「配電系統図」に示すとおりとする。

(設備の操作) << 受電方式により選択：1回線受電の場合 >>

第5条 お客さまおよび関電は、対象設備の操作および作業に当たっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により実施する。

(1) お客さまの構内停電

お客さまがお客さまの対象設備を操作し供給回線の停電を伴わない停電作業を行う場合、停電作業当日はお客さまの自主操作により実施する。

(2) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関電は、その都度連絡することなくお客さまと事前に打合せした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは、次によりお客さまの対象設備を自主操作する。

a お客さまの依頼による停電

(a) 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までにお客さまの受電用しゃ断器および断路器を開放した後、関電へその旨連絡し、線路の保安停電を依頼する。

また、線路停電後、関電はお客さまにその旨を連絡する。

(b) 送電時の操作

お客様は、お客様の作業終了後、安全確認ののち閉電へその旨連絡する。閉電からの線路充電連絡の後、お客様は線路の充電を確認し、お客様の受電用断路器およびしゃ断器を投入して受電する。

b 閉電の都合による停電

(a) 停電時の操作

お客様は、停電予定時刻までにお客様の受電用しゃ断器および断路器を開放する。

(b) 送電時の操作

お客様は、停電終了予定時刻以降に線路の充電を確認し、お客様の受電用断路器およびしゃ断器を投入して受電する。

(c) 線路停電中の注意

線路作業で停電中の線路は、試充電または耐圧試験等で充電することがあるので、停電予定時間内はお客様の受電用断路器およびしゃ断器を投入してはならない。

c 停電協調操作

お客様と閉電が協調して線路の停電を必要とする作業を行う場合は、前項の「a お客様の依頼による停電」に準じて行う。ただし、お客様の依頼による停電時間以後も閉電の都合による停電が継続する場合は、お客様の作業終了連絡以降は前項の「b 閉電の都合による停電」に準じて行う。

2 シャ断器等の送受電設備については、付図1「配電系統図」に記載された番号にて呼称する。

【3 お客様の発電機の系統連系操作にあたっては、お客様は系統の周波数、位相角および電圧が一致するように調整したうえで行う。】

(設備の操作) << 受電方式により選択：常予備受電の場合 >>

第5条 お客様および閉電は、対象設備の操作および作業に当たっては、事前打合せを行い、以下により実施する。また、インターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。

(1) お客様の構内停電

お客様がお客様の対象設備を操作し負荷切替せずに作業を行う場合、停電作業当日はお客様の自主操作により実施する。

(2) 線路の停電および送電操作

(注) < > は2CB受電設備の場合

線路の停電および送電操作について、閉電は、その都度連絡することなくお客様と事前に打合せした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客様は、次によりお客様の対象設備を自主操作する。

a お客様の依頼による停電

(a) 停電時の操作

お客様は、停電予定時刻までに停電を必要とする回線のお客様の受電用<しゃ断器および>断路器を開放した後、閉電へその旨連絡し、線路の保安停電を依頼する。線路停電後、閉電はお客様にその旨を連絡する。

なお、常用回線を停電し予備回線に切替える場合は、自主操作により予備回線へ切替えを行う。

(b) 送電時の操作

お客様は、お客様の作業終了後、安全確認ののち閉電へその旨連絡する。閉電からの線路充電連絡の後、お客様は線路の充電を確認の後、お客様の受電用<しゃ断器および>断路器を投入して受電する。なお、常用回線を停電し予備回線に切替えた場合は、事前に打合せした日時に常用回線へ切替える。

b 閉電の都合による停電

(a) 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までに停電を必要とする回線のお客さまの受電用<しゃ断器および>断路器を開放する。なお、常用回線を停電し予備回線に切替える場合は、自主操作により予備回線へ切替えを行う。

また、関電は、お客さまと事前に打合せした日時にお客さまの受電用機器操作の結果を確認する。

(b) 送電時の操作

お客さまは、停電終了予定時刻以降に線路の充電を確認し、お客さまの受電用<しゃ断器および>断路器を投入して受電する。なお、常用回線を停電し予備回線に切替えた場合は、事前に打合せした日時に常用回線へ切替える。

(c) 線路停電中の注意

線路作業で停電中の線路は、試充電または耐压試験等で充電することがあるので、停電予定時間内は停電回線のお客さまの受電用断路器およびしゃ断器を投入してはならない。

c 停電協調操作

お客さまと関電が協調して線路の停電を必要とする作業を行う場合は、前項の「a お客さまの依頼による停電」に準じて行う。ただし、お客さまの依頼による停電時間以後も関電の都合による停電が継続する場合は、お客さまの作業終了連絡以降は前項の「b 関電の都合による停電」に準じて行う。

2 シャ断器等の送受電設備については、付図1「配電系統図」に記載された番号にて呼称する。

【3 お客さまの発電機の系統連系操作にあたっては、お客さまは系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

(設備の操作) <<受電方式により選択：ｽｯﾄﾈｯﾄﾜｰｸ受電方式の場合>>

第5条 お客さまおよび関電は、対象設備の操作および作業に当たっては、事前打合せを行い、以下により実施する。

(1) お客さまの構内停電

お客さまがお客さまの対象設備を操作し負荷切替せずに作業を行う場合、停電作業当日はお客さまの自主操作により実施する。

(2) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関電は、その都度連絡することなくお客さまと事前に打合せした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは、次によりお客さまの対象設備を自主操作する。

a お客さまの依頼による停電

(a) 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までに停電を必要とする回線のお客さまのプロテクタしゃ断器および受電用断路器を開放した後、関電へその旨連絡し、線路の保安停電を依頼する。

線路停電後、関電はお客さまにその旨を連絡する。

(b) 送電時の操作

お客さまは、お客さまの作業終了後、安全確認ののち関電へその旨連絡する。関電からの線路充電連絡の後、お客さまは線路の充電を確認し、お客さまのプロテクタしゃ断器および受電用断路器を投入して受電する。

b 関電の都合による停電

(a) 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までに停電を必要とする回線のお客さまのプロテクタしゃ断器および受電用断路器を開放する。

また、関電は、お客さまと事前に打合せした日時にお客さまの受電用機器操作の結果を確認する。

(b) 送電時の操作

お客さまは、停電終了予定時刻以降に線路の充電を確認し、お客さまのプロテクタしゃ断器および

び受電用断路器を投入して受電する。

(c) 線路停電中の注意

線路作業で停電中の線路は、試充電または耐圧試験等で充電することがあるので、停電予定時間内は停電回線のお客さまの受電用断路器およびしゃ断器を投入してはならない。

c 停電協調操作

お客さまと関電が協調して線路の停電を必要とする作業を行う場合は、前項の「a お客さまの依頼による停電」に準じて行う。ただし、お客さまの依頼による停電時間以後も関電の都合による停電が継続する場合は、お客さまの作業終了連絡以降は前項の「b 関電の都合による停電」に準じて行う。

2 シャ断器等の送受電設備については、付図1「配電系統図」に記載された番号にて呼称する。

【3 お客さまの発電機の系統連系操作にあたっては、お客さまは系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

(工作物の作業停電計画)

第6条 お客さまおよび関電は、接続供給の実施に関連する電力設備の停止または使用抑制を必要とする作業（お客さまの構内停電作業を含む）活線作業および活線近接作業（再閉路リレーによる試充電中止を必要とする場合）保護リレーのロック、給電情報伝送等に影響がある作業、その他接続供給のための電力の受電に影響のある作業（以下これらを総称して「接続供給に影響のある作業停電」という。）の計画、調整および実施を次に示すとおり行う。

(1) 年間作業停電計画 <<停電交渉箇所に応じて記載する。>>

お客さまは、接続供給に影響のある作業停電の年間計画を、毎年11月末日までに、関電の営業所に提出する。関電は、関電および第三者の計画とともに調整し、2月末日までに年間作業停電計画を決定し、お客さまに通知する。なお、お客さまに関わる作業停電計画の調整については、関電の営業所が協議を行う。

(2) 月間作業停電計画

お客さまは、2ヶ月、3ヶ月先の接続供給に影響のある作業停電の月間計画を、毎月20日までに、関電の営業所に提出する。関電は、関電および第三者の計画とともに調整し、翌月24日までに月間作業停電計画を決定し、お客さまに通知する。ただし、第三者との調整が完了していない作業停電については、調整状況を上記の通知にあわせてお客さまに通知し、調整が完了次第、調整結果をお客さまに通知する。なお、お客さまに関わる作業停電計画の調整については、関電の営業所が協議を行う。

(3) 計画の変更

お客さまおよび関電の営業所は、(1)、(2)により決定した作業停電計画の変更を必要とする場合、すみやかに相互に申し入れ協議し、関電が適切と認めるところに従い変更することができる。なお、お客さまに関わる作業停電計画の調整については、関電の営業所が協議を行う。

(4) 作業停電の手続きと決定

a 作業停電実施の手続き

お客さまは、決定した月間作業停電計画にもとづき、作業停電予定日の10日前までに関電の営業所に作業停電の実施を要求し、関電の営業所は、5日前までに実施決定をお客さまに通知する。また、関電の営業所は、関電および第三者の作業停電決定を5日前までにお客さまに通知する。

b 応急作業停電

お客さまおよび関電は、急を要する作業が発生した場合および月間作業停電計画以外の作業が必要となった場合は、相互に申し入れ協議し、関電が適切と認めるところに従い、実施することができる。

c 実施決定の変更

お客さまおよび関電は、保安上の危険のため緊急を要する場合など、やむを得ず実施決定を変更

する必要があった場合、相互に申し入れ協議し、関電が適切と認めるところに従い、変更することができる。

(保護装置の運用)

第7条 お客さまは、関電の系統運用に関連するお客さまの保護リレーの運用(整定を含む)にあたっては、関電と協議のうえ行う。なお、整定値については、整定票により別に定める。

(異状時の連絡)

第8条 お客さまは、次の場合すみやかにその旨を関電の 営業所に連絡する。

- (1) お客さまが、お客さまの構内において関電の対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合。
- (2) お客さまが、お客さまの構内においてお客さまの対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、関電の対象設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。

2 給電情報伝送に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、関電は電気の需給状況、供給設備の状況その他により必要に応じて、給電情報をお客さまに確認することがある。

3 給電情報伝送に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、関電は、この装置の運転状態、故障様相等を調査し、またはお客さまに確認することがある。

(事故時の処置)

第9条 事故時の処置は次のとおりとする。

(1) お客さまの構内事故の場合

お客さまの構内事故の場合、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、事後すみやかにリレーしゃ断時刻、しゃ断器番号、およびその他の必要な事項を関電の 営業所に連絡する。

(2-1) 線路事故の場合 << 受電方式により選択：1回線受電の場合 >>

a 供給回線が停電の場合

お客さまの供給回線が停電した場合、関電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、供給回線に正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合は受電用しゃ断器および断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を関電の 営業所に連絡する。【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

b 線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予めお客さまに連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客さまはお客さまの構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

c 復旧後の操作

関電の設備の事故復旧後、関電は予めお客さまに連絡することなく線路を充電するため、お客さまは、供給回線に正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないこと【およびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認して受電し、【その後、お客さまの発電機を連系させ、】その旨を関電の 営業所に連絡する。

ただし、関電からの復旧連絡がない場合には、復旧作業等で再度停電することがある。

(2-2) 線路事故の場合 << 受電方式により選択：常予備受電の場合 >>

a 予備回線が停電の場合

お客さまの予備回線が停電した場合、関電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、予備回線に正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合は停電回線の受電用しゃ断器の開放確認および断路器を開放【し、発電機が停電回線から解

列していることを確認】して、その旨を閉電の 営業所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

b 常用回線が停電の場合

(a)手動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、閉電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、常用回線に正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がなく予備回線に正常な電圧がある場合は、停電回線のしゃ断器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】したのち、予備回線に切替え受電する。なお、お客さまは切替後、停電回線の断路器を開放し、その旨を閉電の 営業所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

(a')自動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは自動切替装置により予備回線に切替え引き続き受電する。なお、お客さまは切替後停電回線の断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を閉電の 営業所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

(b)線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、閉電は予めお客さまに連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客さまはお客さまの構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

(c) 復旧後の操作

常用回線の事故により予備回線へ切替えた場合、常用回線の事故復旧後、閉電は予めお客さまに連絡することなく線路を充電するため、お客さまは、閉電からの依頼により、常用回線に正常な電圧があること【およびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認の上、すみやかに常用回線へ切替えを行い受電し、【その後、お客さまの発電機を連系させ、】その旨を閉電の 営業所に連絡する。

c 2回線停電の場合

(a) お客さまの常用回線および予備回線がともに停電した場合、閉電は原則として予めお客さまに連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは常用および予備回線ともに正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がないことを確認し、お客さまの受電用しゃ断器および断路器を常用回線、予備回線とも開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】した後、その旨を閉電の 営業所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

(b)線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、閉電は予めお客さまに連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客さまはお客さまの構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

(c) 復旧後の操作

閉電の設備の事故復旧後、閉電は予めお客さまに連絡することなく線路を充電するため、お客さまは、常用および予備回線の両方またはどちらかに正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないこと【およびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認のうえ受電し、【その後、お客さまの発電機を連系させ、】その旨を閉電の 営業所に連絡する。

ただし、閉電からの復旧連絡がない場合には、復旧作業等で再度停電することがある。

(2 - 3) 線路事故の場合 << 受電方式により選択：ｽｯﾄﾈｯﾄﾜｰｸ受電の場合 >>

a . 供給回線の全部またはいずれかが停電の場合

供給回線の全部またはいずれかが停電した場合、閉電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、供給回線の全部またはいずれかに正常な電圧がないことを確認したのち、お客さまは構内を点検し、停電回線のお客さまのプロテクタしゃ断器の開放を確認したうえで、停電回線の断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を閉電の 営業所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

b. 線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予めお客さまに連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客さまはお客さまの構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

c. 復旧後の操作

関電の設備の事故復旧後、関電は予めお客さまに連絡することなく線路を充電するため、お客さまは、供給回線の全部またはいずれかに正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないこと【およびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認のうえ受電し、【その後、お客さまの発電機を連系させ、】その旨を関電の営業所に連絡する。

ただし、関電からの復旧連絡がない場合には、復旧作業等で再度停電することがある。

(3) お客さまおよび関電は、本条(1)(2)によりがたい場合は、協議のうえ状況に応じた適切な処置を行う。

(連絡)

第10条 お客さまおよび関電の連絡先は次に示すとおりとする。なお、個別連絡先については付図1「配電系統図」による。

(1) 第8条(異状時の連絡)第2項、第3項の連絡先

[お客さま]

[関電] 関西電力株式会社 情報通信センター

(2) 本項(1)以外の系統運用に関する事項の連絡先

[お客さま]

[関電] 関西電力株式会社 営業所 ネットワーク技術センター

2 お客さまおよび関電は、本条第1項に関する連絡にあたっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、お客さまおよび関電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(設備の変更)

第11条 お客さまは、お客さまの受電設備を変更する場合、あらかじめ関電に連絡し、必要に応じて関電と協議し、単線結線図等の関係図面を提出する。

(有効期間)

第12条 この申告書の有効期限は、お客さまが特定規模電気事業における需要者である期間と同一とする。

(その他事項)

第13条 お客さまおよび関電は、この申告書に定める事項について、変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。この場合、付図の変更等、変更内容が軽微なものは、お客さまの電気主任技術者と関電の営業所ネットワーク技術センター所長の間で、変更手続きを行うことができることとする。

2 お客さまおよび関電は、系統運用に関連する事項で、申告書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

この申告書締結の証として本書2通を作成し、お客さま、関電おのおの1通を保有する。

平成 年 月 日

(お客さま)

(関電) 市 町 x - x - x
関西電力株式会社
営業所ネットワーク技術センター
所 長

給電申合せ
(P P S - L : お客さま連絡操作)

【 】は自家発連系ありの場合のみ追加。

(以下「お客さま」という。)と、関西電力株式会社(以下「関電」という。)は、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

(系統運用上の協力)

第1条 お客さまおよび関電は、本申合せに定める系統運用について相互に誠意をもって協力する。

2 お客さまは、設備の運用および操作については、付図1「配電系統図」に示す系統を熟知するとともに、関電の 制御所および 営業所と連絡を密に行う。

(対象設備)

第2条 この申合せの対象となる設備(以下、「対象設備」という。)は、付図1「配電系統図」および付図2「通信設備概要図」に示す関電の供給変電所の当該引出設備から、 市 町 x - x - x に設置するお客さまの受電設備に至る送受電設備、【関電に系統連系する発電設備、】お客さまの受電場所における取引用計量装置および通信設備等とする。

【2 お客さまが関電の系統に連系する発電設備は次の通りとする。】

電気方式	交流 相3線式	周波数	Hz
電 圧	kV		
定格出力	kW x 台		
総 容 量	kVA		
原動機種類	発電機(原動機種類)		

(責任分界点)

第3条 お客さまと関電の責任分界点は、付図1「配電系統図」、付図2「通信設備概要図」に示すとおりとする。

(平常時の送電状態)

第4条 平常時の送電状態は、付図1「配電系統図」に示すとおりとする。

(設備の操作)

【 】は 方式の場合のみ追加。

第5条 お客さまおよび関電は、対象設備の操作および作業に当たっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、相互に連絡のうえ実施する。特に、特高配電線路の一部となっているお客さまの対象設備の操作については、関電の 制御所の指示によりお客さまが行う。ただし、お客さまがお客さまの対象設備を操作し、負荷切替をせずに停電作業を行う場合、停電作業当日はお客さまの自主操作により実施する。

2 << 2回線常予備受電方式のみ、切替方法に応じて下記のいずれかを選択し記載 >>

「常用・予備線受電でループ切替不可の場合」

お客さまの受電切替操作は、停電切替とし、常用回線と予備回線並列受電の操作は行わない

「常用・予備線受電でループ切替可の場合」

お客さまの受電切替操作は、常用回線と予備回線並列切替を可とするが、切替時には関電の〇〇制御所と連絡打合せのうえ行う。

3 しゃ断器等の送受電設備については、付図1「配電系統図」に記載された番号にて呼称する。

【4 お客さまの発電機の系統連系操作にあたっては、お客さまは系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

(工作物の作業停電計画)

第6条 お客さまおよび関電は、接続供給の実施に関連する電力設備の停止または使用抑制を必要とする作業（お客さまの構内停電作業を含む）活線作業および活線近接作業（再閉路リレーによる試充電中止を必要とする場合）保護リレーのロック、給電情報伝送等に影響がある作業、その他接続供給のための電力の受電に影響のある作業（以下これらを総称して「接続供給に影響のある作業停電」という。）の計画、調整および実施を次に示すとおり行う。

(1) 年間作業停電計画 <<停電交渉箇所に応じて記載する。>>

お客さまは、接続供給に影響のある作業停電の年間計画を、毎年11月末日までに、関電の営業所に提出する。関電は、関電および第三者の計画とともに調整し、2月末日までに年間作業停電計画を決定し、お客さまに通知する。なお、お客さまに関わる作業停電計画の調整については、関電の営業所が協議を行う。

(2) 月間作業停電計画

お客さまは、2ヶ月、3ヶ月先の接続供給に影響のある作業停電の月間計画を、毎月20日までに、関電の営業所に提出する。関電は、関電および第三者の計画とともに調整し、翌月24日までに月間作業停電計画を決定し、お客さまに通知する。ただし、第三者との調整が完了していない作業停電については、調整状況を上記の通知にあわせてお客さまに通知し、調整が完了次第、調整結果をお客さまに通知する。なお、お客さまに関わる作業停電計画の調整については、関電の営業所が協議を行う。

(3) 計画の変更

お客さまおよび関電の営業所は、(1)、(2)により決定した作業停電計画の変更を必要とする場合、すみやかに相互に申し入れ協議し、関電が適切と認めるところに従い変更することができる。なお、お客さまに関わる作業停電計画の調整については、関電の営業所が協議を行う。

(4) 作業停電の手続きと決定

a 作業停電実施の手続き

お客さまは、決定した月間作業停電計画にもとづき、作業停電予定日の10日前までに関電の営業所に作業停電の実施を要求し、関電の営業所は、5日前までに実施決定をお客さまに通知する。また、関電の営業所は、関電および第三者の作業停電決定を5日前までにお客さまに通知する。

b 応急作業停電

お客さまおよび関電は、急を要する作業が発生した場合および月間作業停電計画以外の作業が必要となった場合は、相互に申し入れ協議し、関電が適切と認めるところに従い、実施することができる。

c 実施決定の変更

お客さまおよび関電は、保安上の危険のため緊急を要する場合など、やむを得ず実施決定を変更する必要があった場合、相互に申し入れ協議し、関電が適切と認めるところに従い、変更することができる。

(保護装置の運用)

第7条 お客さまは、関電の系統運用に関連するお客さまの保護リレーの運用（整定を含む）にあたっては、関電と協議のうえ行う。なお、整定値については、整定票により別に定める。

(異状時の連絡)

第8条 お客さまは、次の場合すみやかにその旨を関電の制御所に連絡する。

(1) お客さまが、お客さまの構内において関電の対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合。

- (2) お客さまが、お客さまの構内においてお客さまの対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、関電の対象設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。
- 2 給電情報伝送に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、関電は電気の需給状況、供給設備の状況その他により必要に応じて、給電情報をお客さまに確認することがある。
- 3 給電情報伝送に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、関電は、この装置の運転状態、故障様相等を調査し、またはお客さまに確認することがある。

(事故時の処置)

第9条 事故時の処置は次のとおりとする。

(1) お客さまの構内事故の場合

お客さまの構内事故の場合、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、事後すみやかにリレーしゃ断時刻、しゃ断器番号、およびその他の必要な事項を関電の 制御所に連絡する。

(2-1) 線路事故の場合 <<受電方式により選択：1回線受電の場合>>

a 供給回線が停電の場合

お客さまの供給回線が停電した場合、関電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、供給回線に正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合は受電用しゃ断器および断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を関電の 制御所に連絡する。【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

b 線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予めお客さまに連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客さまはお客さまの構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

c 復旧後の操作

関電の設備の事故復旧後、関電は予めお客さまに連絡することなく線路を充電するため、お客さまは、供給回線に正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないこと【およびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認して受電し、【その後、お客さまの発電機を連系させ、】その旨を関電の 制御所に連絡する。

ただし、関電からの復旧連絡がない場合には、復旧作業等で再度停電することがある。

(2-2) 線路事故の場合 <<受電方式により選択：常予備受電の場合>>

a 予備回線が停電の場合

お客さまの予備回線が停電した場合、関電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、予備回線に正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合は停電回線の受電用しゃ断器の開放確認および断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を関電の 制御所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

b 常用回線が停電の場合

(a)手動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、関電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、常用回線に正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がなく予備回線に正常な電圧がある場合は、停電回線のしゃ断器を開放したのち、予備回線に切替え受電する。なお、お客さまは切替後、停電回線の断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を関電の 制御所に連絡する。

【また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

(a')自動切替の場合

お客様の常用回線が停電した場合、お客様は自動切替装置により予備回線に切替え引き続き受電する。なお、お客様は切替後停電回線の断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を関電の 制御所に連絡する。

【また、お客様は、停電回線をお客様側から充電してはならない。】

(b)線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予めお客様に連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客様はお客様の構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

(c) 復旧後の操作

常用回線の事故により予備回線へ切替えた場合、常用回線の事故復旧後、関電は予めお客様に連絡することなく線路を充電するため、お客様は、関電からの依頼により、常用回線に正常な電圧があること【およびお客様の発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認の上、すみやかに常用回線へ切替えを行い受電し、【その後、お客様の発電機を連系させ、】その旨を関電の 制御所に連絡する。

c 2回線停電の場合

(a) お客様の常用回線および予備回線がともに停電した場合、関電は原則として予めお客様に連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客様は常用および予備回線ともに正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がないことを確認し、お客様の受電用しゃ断器および断路器を常用回線、予備回線とも開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】した後、その旨を関電の 制御所に連絡する。

【また、お客様は、停電回線をお客様側から充電してはならない。】

(b)線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予めお客様に連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客様はお客様の構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

(c) 復旧後の操作

関電の設備の事故復旧後、関電は予めお客様に連絡することなく線路を充電するため、お客様は、常用および予備回線の両方またはどちらかに正常な電圧があることを確認した場合、お客様の構内側リレー動作がなくお客様の構内に異常がないこと【およびお客様の発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認のうえ受電し、【その後、お客様の発電機を連系させ、】その旨を関電の 制御所に連絡する。

ただし、関電からの復旧連絡がない場合には、復旧作業等で再度停電することがある。

(2 - 3) 線路事故の場合 < < 受電方式により選択：ｽｯﾄﾈｯﾄﾜｰｸ受電の場合 > >

a . 供給回線の全部またはいずれかが停電の場合

供給回線の全部またはいずれかが停電した場合、関電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客様は、供給回線の全部またはいずれかに正常な電圧がないことを確認したのち、お客様は構内を点検し、停電回線のお客様のプロテクタしゃ断器の開放を確認したうえで、停電回線の断路器を開放【し、発電機が停電回線から解列していることを確認】して、その旨を関電の 制御所に連絡する。

【また、お客様は、停電回線をお客様側から充電してはならない。】

b . 線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予めお客様に連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客様はお客様の構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

c . 復旧後の操作

関電の設備の事故復旧後、関電は予めお客様に連絡することなく線路を充電するため、お客様は、供給回線の全部またはいずれかに正常な電圧があることを確認した場合、お客様の構内側リレー動作がなくお客様の構内に異常がないこと【およびお客様の発電機用しゃ断器が開放されていること】を確認のうえ受電し、【その後、お客様の発電機を連系させ、】その旨を関電の 制御所に連絡する。

ただし、関電からの復旧連絡がない場合には、復旧作業等で再度停電することがある。

(2-4) 線路事故の場合 << 受電方式により選択：方式受電の場合 >>

a 供給回線が停電の場合

お客様の供給回線が停電した場合、関電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客様は、供給回線に正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合は、その旨に関電の制御所に連絡し、関電の機器操作指示により、お客様がお客様の機器を操作し受電する。

【また、お客様は、停電回線をお客様側から充電してはならない。】

b 線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予めお客様に連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客様はお客様の構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

c 復旧後の操作

事故復旧後、お客様は、関電からの機器操作指示により、【お客様の発電機用しゃ断器の開放を確認のうえ】お客様の機器を操作して受電【し、その後、お客様の発電機を連系】する。

(3) お客様および関電は、本条(1)(2)によりがたい場合は、協議のうえ状況に応じた適切な処置を行う。

(連絡)

第10条 お客様および関電の連絡先は次に示すとおりとする。なお、個別連絡先については付図1「配電系統図」による。

(1) 第5条(設備の操作)、第8条(異状時の連絡)第1項、および第9条のうちの対象設備の操作についての連絡先

[お客様]

[関電] 関西電力株式会社 制御所

(2) 第8条(異状時の連絡)第2項、第3項の連絡先

[お客様]

[関電] 関西電力株式会社 情報通信センター

(3) 本項(1)(2)以外の系統運用に関する事項の連絡先

[お客様]

[関電] 関西電力株式会社 営業所 ネットワーク技術センター

2 お客様および関電は、本条第1項に関する連絡にあたっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、お客様および関電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(設備の変更)

第11条 お客様は、お客様の受電設備を変更する場合、あらかじめ関電に連絡し、必要に応じて関電と協議し、単線結線図等の関係図面を提出する。

(有効期間)

第12条 この申告書の有効期限は、お客様が特定規模電気事業における需要者である期間と同一とする。

(その他事項)

第13条 お客様および関電は、この申告書に定める事項について、変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。この場合、付図の変更等、変更内容が軽微なものは、お客様の電気主任技術者と関電の営業所ネットワーク技術センター所長の間で、変更手続きを行うことができることとする。

2 お客さまおよび関電は、系統運用に関連する事項で、申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

この申合書締結の証として本書2通を作成し、お客さま、関電おのこの1通を保有する。

平成 年 月 日

(お客さま)

(関電) 市 町 x - x - x
関西電力株式会社
営業所ネットワーク技術センター
所 長

給電申合書
(P P S - G : お客さま連絡操作)

(以下「お客さま」という。)と、関西電力株式会社(以下「関電」という。)は、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

(系統運用上の協力)

第1条 お客さまおよび関電は、本申合書に定める系統運用について相互に誠意をもって協力する。

2 お客さまは、設備の運用および操作については、付図1「配電系統図」に示す系統を熟知するとともに、関電の 制御所および 営業所と連絡を密に行う。

(対象設備)

第2条 この申合書の対象となる設備(以下、「対象設備」という。)は、付図1「配電系統図」および付図2「通信設備概要図」に示す関電の 変電所の当該引出設備から、 市 町 x - x - x に設置するお客さまの受電設備に至る送受電設備、関電に系統連系する発電設備ならびにお客さまの受電場所における取引用計量装置および通信設備等とする。

【2 お客さまが関電の系統に連系する発電設備は次の通りとする。】

電気方式	交流 相3線式	周波数	Hz
電 圧	kV		
定格出力	kW x 台		
総 容 量	kVA		
原動機種類	発電機(原動機種類)		

(責任分界点)

第3条 お客さまと関電の責任分界点は、付図1「配電系統図」、付図2「通信設備概要図」に示すとおりとする。

(平常時の送電状態)

第4条 平常時の送電状態は、付図1「配電系統図」に示すとおりとする。

(設備の操作)

第5条 お客さまおよび関電は、対象設備の操作および作業に当たっては、事前打合せを行い、確認した操作手順に基づき、相互に連絡のうえ実施する。ただし、お客さまの発電機の並解列については、平常時の操作の場合、系統への発電機1台目並列時または発電機全台解列時の連絡を、発電機の定期点検等の作業時の操作の場合、作業開始および終了の連絡を、それぞれ連絡の対象とする。

2 シャ断器等の送受電設備については、付図1「配電系統図」に記載された番号にて呼称する。

3 お客さまの発電機の系統連系操作にあたっては、お客さまは系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。

(工作物の作業停電計画)

第6条 お客さまおよび関電は、託送供給の実施に関連する電力設備の停止または使用抑制を必要とする作業(お客さまの構内停電作業を含む) 活線作業および活線近接作業(再閉路リレーによる試充電中止を必要とする場合) 保護リレーのロック、給電情報伝送等に影響がある作業、その他託送供給のための電力の受電、供給に影響のある作業(以下これらを総称して「託送供給に影響のある作業停電」という。)の計画、

調整および実施を次に示すとおり行う。

(1) 年間作業停電計画

お客さまは、託送供給に影響のある作業停電の年間計画を、毎年11月末日までに、関電の送電サービスセンターに提出する。関電は、関電および第三者の計画とともに調整し、2月末日までに年間作業停電計画を決定し、お客さまに通知する。なお、お客さまに関わる作業停電計画の調整については、関電の送電サービスセンターが協議を行う。

(2) 月間作業停電計画

お客さまは、2ヶ月、3ヶ月先の託送供給に影響のある作業停電の月間計画を、毎月20日までに、関電の送電サービスセンターに提出する。関電は、関電および第三者の計画とともに調整し、翌月24日までに月間作業停電計画を決定し、お客さまに通知する。ただし、第三者との調整が完了していない作業停電については、調整状況を上記の通知にあわせてお客さまに通知し、調整が完了次第、調整結果をお客さまに通知する。

なお、お客さまに関わる作業停電計画の調整については、関電の送電サービスセンターが協議を行う。

(3) 計画の変更

お客さまおよび関電の送電サービスセンターは、(1)、(2)により決定した作業停電計画の変更を必要とする場合、すみやかに相互に申し入れ協議し、関電が適切と認めるところに従い変更することができる。なお、お客さまに関わる作業停電計画変更の調整については、お客さまと関電の送電サービスセンターが協議を行う。

(4) 作業停電の手続きと決定

a 作業停電実施の手続き

お客さまは、決定した月間作業停電計画にもとづき、作業停電予定日の10日前までに関電の送電サービスセンターに作業停電の実施を要求し、関電の送電サービスセンターは、5日前までに実施決定をお客さまに通知する。また、関電の送電サービスセンターは、関電および第三者の作業停電決定を5日前までにお客さまに通知する。

b 応急作業停電

お客さまおよび関電は、急を要する作業が発生した場合および月間作業停電計画以外の作業が必要となった場合は、相互に申し入れ協議し、関電が適切と認めるところに従い、実施することができる。

c 実施決定の変更

お客さまおよび関電は、保安上の危険のため緊急を要する場合など、やむを得ず実施決定を変更する必要があった場合、相互に申し入れ協議し、関電が適切と認めるところに従い、変更することができる。

(5) 定期検査等の変更

関電は、本項(4)にかかわらず、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、お客さまの定期検査または定期補修の時期の変更について、お客さまに連絡することがある。

(保護装置の運用)

第7条 お客さまは、関電の系統運用に関連するお客さまの保護リレーの運用(整定を含む)にあたっては、関電と協議のうえ行う。なお、整定値については、整定票により別に定める。

(異状時の連絡)

第8条 お客さまは、次の場合すみやかにその旨を関電の 制御所に連絡する。

- (1) お客さまが、お客さまの構内において関電の対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合。
- (2) お客さまが、お客さまの構内においてお客さまの対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、関電の対象設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。

2 給電情報伝送に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、関電は電気の需給状

況、供給設備の状況その他により必要に応じて、給電情報をお客さまに確認することがある。

- 3 給電情報伝送に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、関電は、この装置の運転状態、故障様相等を調査し、またはお客さまに確認することがある。

(事故時の処置)

第9条 事故時の処置は次のとおりとする。

(1) お客さまの構内事故の場合

お客さまの構内事故の場合、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、事後すみやかにリレーしゃ断時刻、しゃ断器番号、およびその他の必要な事項を関電の 制御所に連絡する。

(2) 関電の線路事故の場合

<注> 本項は、22kV 連系の小容量発電機で、上位系事故時に単独運転維持できない、または単独運転維持しないことを前提とした雛形としている。系統連系ガイドラインで単独運転が認められる系統に連系し単独運転の維持が可能な場合で、先方からその要求がある場合には、個別に協議し、発電機の解列および単独運転維持に関する記載の変更が必要。

a 送受電回線が停電の場合

お客さまの送受電回線が停電した場合、関電は原則として予め連絡することなく自動または手動により試充電を行う。お客さまは、送受電回線に正常な電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合は受電用しゃ断器および断路器を開放し、発電機が停電回線から解列していることを確認した後、その旨を関電の 制御所に連絡する。

また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。

b 線路が停電中の注意

線路の事故復旧作業中、関電は予め甲に連絡することなく、試充電または耐圧試験等で線路を充電することがあるため、お客さまはお客さまの構内の点検に際して、線路の充電に十分注意する。

c 復旧後の操作

関電の設備の事故復旧後、関電は予めお客さまに連絡することなく線路を充電するため、お客さまは、送受電回線に正常な電圧があること、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないことおよびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていることを確認して受電し、関電の制御所に連絡する。

お客さまは、発電機が再並列可能状態となれば、関電の 制御所と協議のうえ発電機を系統並列する。

(3) 系統異状等によりお客さまの発電機が停止または解列した場合

お客さまは、系統周波数異状等によりお客さまの発電機が停止または解列した場合、すみやかに関電の 制御所に連絡する。また、お客さまは、発電機が再並列可能状態となれば、関電の 制御所と協議のうえ発電機を系統並列する。

(4) お客さまおよび関電は、本条(1)から(3)によりがたい場合は、状況に応じた適切な処置を行う。

(連絡)

第10条 お客さまおよび関電の連絡先は次に示すとおりとする。なお、個別連絡先については付図1「配電系統図」による。

(1) 第5条(設備の操作)、第8条(異状時の連絡)第1項、および第9条のうちの対象設備の操作についての連絡先

[お客さま]

[関電] 関西電力株式会社 制御所

(2) 第6条(工作物の作業停電計画)のうち(1)から(4)a作業停電実施の手続きまで、第11条(設備

の変更) 第 13 条 (その他事項) のうち内容変更が軽微なもの以外についての連絡先

[お客さま]

[関電] 関西電力株式会社 送電サービスセンター

(3) 第 8 条 (異状時の連絡) 第 2 項、第 3 項の連絡先

[お客さま]

[関電] 関西電力株式会社 情報通信センター

(4) 本項 (1) ~ (3) 以外の系統運用に関する事項の連絡先

[お客さま]

[関電] 関西電力株式会社 営業所 ネットワーク技術センター

2 お客さまおよび関電は、本条第 1 項 (1), (3), (4) に関する連絡にあたっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、お客さまおよび関電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(設備の変更)

第 11 条 お客さまは、お客さまの受電設備を変更する場合、あらかじめ特定規模電気事業者を通じて関電に連絡し、必要に応じて関電と協議し、単線結線図等の関係図面を提出する。

(有効期間)

第 12 条 この申告書の有効期限は、お客さまが特定規模電気事業における発電者である期間と同一とする。

(その他事項)

第 13 条 お客さまおよび関電は、この申告書に定める事項について、変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。この場合、付図の変更等、変更内容が軽微なものは、お客さまの電気主任技術者と関電の 営業所ネットワーク技術センター所長の間で、変更手続きを行うことができることとする。

2 お客さまおよび関電は、系統運用に関連する事項で、申告書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

この申告書締結の証として本書 2 通を作成し、お客さま、関電おのこの 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(お客さま)

(関電) 市 町 x - x - x

関西電力株式会社

営業所ネットワーク技術センター

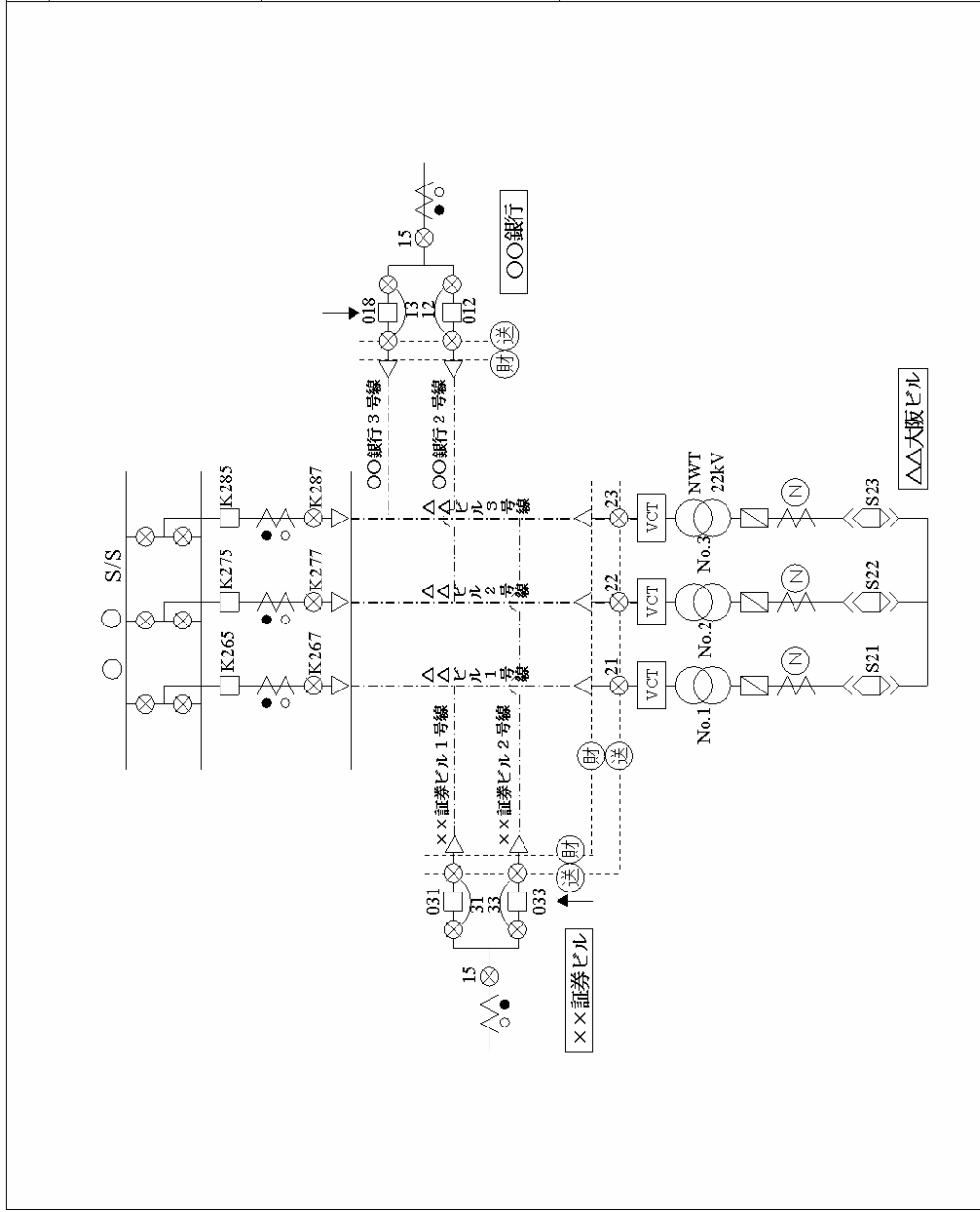
所 長

平成 年 月 日

配電系統図 (例)

お客様	連絡電話番号
〇〇銀行	06-6666-1111(夜間)
	06-6666-2222(昼間)
〇〇支店	06-6666-5555 (代)
〇〇制御所	06-6666-6666
〇〇営業所	06-6666-7777 (代)
ネットワーク技術センター	06-6666-8888 (夜)
情報通信センター	06-7777-1111
送電サービスセンター	06-7777-2222

- 〇〇銀行は2号線が停電した場合、3号線へ自動切替が行われる。
- ××証券ビルは1号線が停電した場合、3号線へ自動切替が行われる。

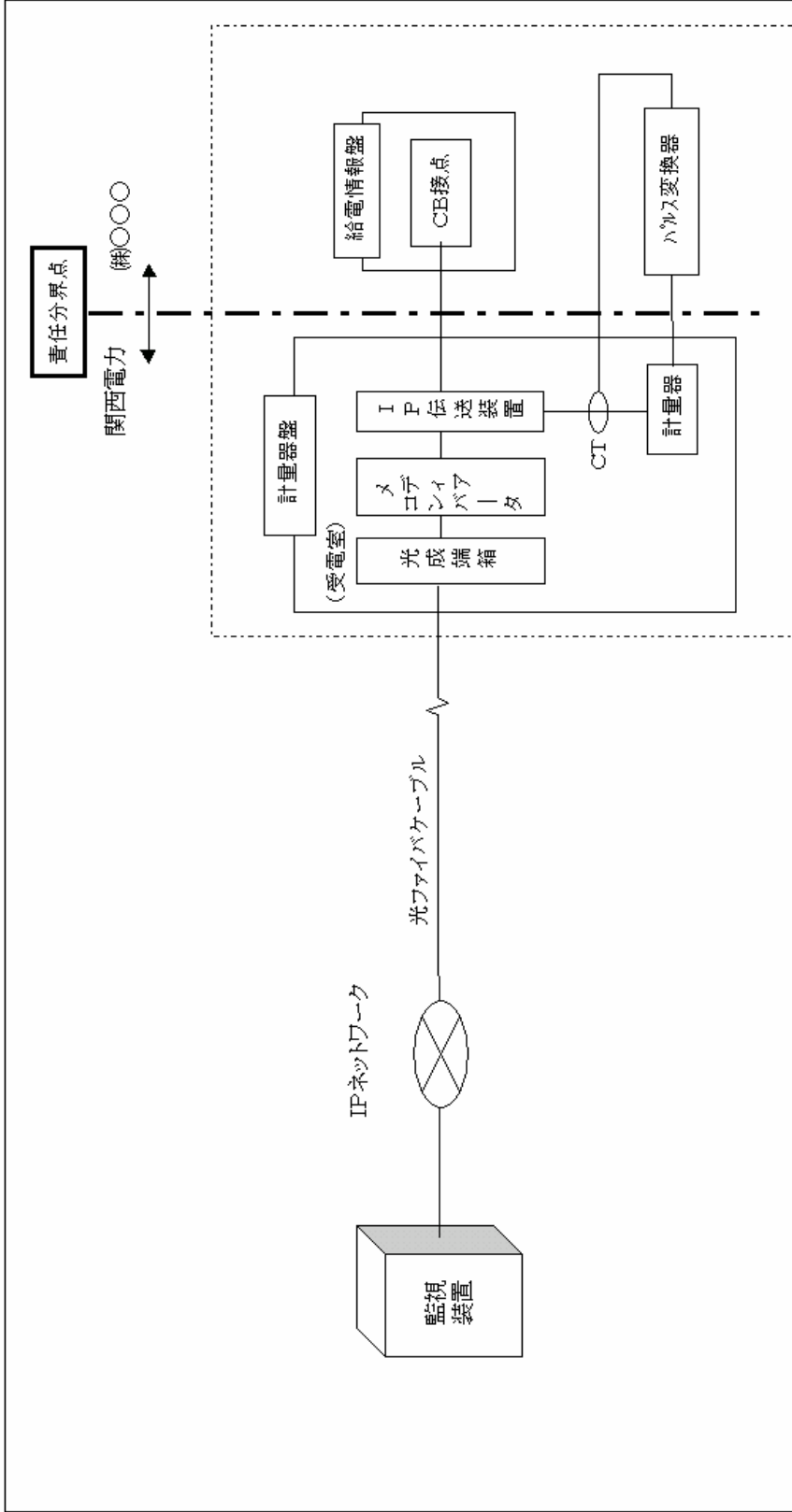


お客様	主任技術者
御承認印	
関西電力株式会社	ネットワーク技術センター
〇〇営業所	所長

架空線	変流器	財産分界点	助
地中線	過電流リレー	送電責任分界点	送
しゃ断器	地絡過電流リレー	常時開放点	←
断路器	プロテクタヒューズ	取引用計量装置	VCT
ケーブルヘッド	ネットワーク・ロジカール	番号	機器番号

通信設備概要図(例)

平成 年 月 日



凡例	通信ケーブル	——

電気関係責任者	お客さま御承認印
	関西電力株式会社 ○○営業所 ネットワーク技術センター 所長

給 電 申 合 書
(当 社 顧 客 : 高 圧 お 客 さ ま)

【 】は系統連系ありの場合のみ追加。

(以下「お客さま」という。)と関西電力株式会社(以下「関電」という。)は、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

(対象設備)

第 1 条 本申合書の対象となる設備(以下、「対象設備」という。)は、市 町 × - × - × に設置するお客さまの受電設備および【系統連系する発電設備ならびに】これに関連する関電の供給線路、取引用計量装置および制御通信設備とする。

【 2 お客さまが関電の系統に連系する発電設備は次の通りとする。】

電気方式	交流 相 3 線式	周波数	H z
電 圧	V		
定格出力	k W × 台		
総 容 量	k V A		
発電機種類	発電機 (原動機種類)		

<< 常予備受電のお客さまの場合のみ適用 >>

3 関電のお客さまへの供給回線は別紙引込概要図に示すとおりとし、平常時の供給回線は常用回線とする。

(設備の操作)

<< 受電方式により選択 : 1 回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合 (系統連系時のみ適用) >>

第 2 条 【お客さまおよび関電は、発電機の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、打合せ結果に基づき実施する。】

【 2 お客さまはお客さまの発電機を関電の系統に連系するにあたっては、関電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

<< 受電方式により選択 : 1 回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合 >>

第 2 条 お客さまおよび関電は、対象設備の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。ただし、供給回線の停電を伴わない対象設備の操作および作業については、事前打合せを省略できる。

(1) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関電はその都度連絡することなくお客さまと事前に打ち合わせした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは次により、お客さまの対象設備を自主操作する。

a . 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までにお客さまの受電用しゃ断器および断路器を開放し、関電へその旨を連絡する。関電は停電操作した後、その旨をお客さまへ連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b . 送電時の操作

関電は、送電操作前にお客さまへ事前連絡した後、送電操作し、その旨を連絡する。お客さまは線路の充電を確認した後、お客さまの受電用しゃ断器および断路器を投入して受電する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合は関電からお客さまへの連絡を省略できる。

【2 お客さまはお客さまの発電機を閉電の系統に連系するにあたっては、閉電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

<<受電方式により選択：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび閉電は、対象設備の操作および作業にあたり、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。また、受電用しゃ断器のインターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。

(1) お客さまの対象設備の操作

お客さまが供給回線の切替を伴わないお客さまの対象設備の操作を行う場合、お客さまの自主操作により行う。

(2) 供給回線の切替および切戻し操作

お客さまは供給回線の切替および切戻し操作を次により行うものとする。

a. 切替時の操作

お客さまは、供給回線を常用回線から予備回線に切替える場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、予備回線に切替えを行い、切替え完了した後、閉電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 切戻し時の操作

お客さまは、切替えた供給回線を予備回線から常用回線に切戻す場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、常用回線に切戻しを行い、切戻し完了した後、閉電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

【2 お客さまはお客さまの発電機を閉電の系統に連系するにあたっては、閉電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

<<受電方式により選択：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび閉電は、対象設備の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。ただし、供給回線の停電を伴わない対象設備の操作および作業については、事前打合せを省略できる。また、受電用しゃ断器のインターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。

(1) お客さまの対象設備の操作

お客さまが供給回線の切替を伴わないお客さまの対象設備の操作を行う場合、お客さまの自主操作により行う。

(2) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、閉電はその都度連絡することなくお客さまと事前に打ち合わせした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは次により、お客さまの対象設備を自主操作する。

a. 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までにお客さまの受電用しゃ断器および断路器を開放し、閉電へその旨を連絡する。閉電は停電操作した後、その旨をお客さまへ連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 送電時の操作

閉電は、送電操作前にお客さまへ事前連絡した後、送電操作し、その旨を連絡する。お客さまは線路の充電を確認した後、お客さまの受電用しゃ断器および断路器を投入して受電する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合は閉電からお客さまへの連絡を省略できる。

(3) 供給回線の切替および切戻し操作

お客さまは供給回線の切替および切戻し操作を次により行うものとする。

a. 切替時の操作

お客さまは、供給回線を常用回線から予備回線に切替える場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、予備回線に切替えを行い、切替え完了した後、閉電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 切戻し時の操作

お客さまは、切替えた供給回線を予備回線から常用回線に切戻す場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、常用回線に切戻しを行い、切戻し完了した後、閉電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

【2 お客さまはお客さまの発電機を閉電の系統に連系するにあたっては、閉電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

<<お客さまにより選択：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>
（作業計画の連絡）

第3条【閉電は供給線路の人工接地試験を実施するにあたって、実施予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。】

<<逆潮流ありの連系のみ追加>>

【2 閉電が供給線路の停電を伴わずに実施する他線路とのループ切替において、お客さまの発電機の停止または解列が必要となる場合、閉電は実施予定日の10日前までにお客さまに連絡し、実施することができる。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。】

<<お客さまにより選択：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

（対象設備の作業停電計画）

第3条 お客さまおよび閉電は、作業停電に関する計画、調整および実施を次に示すとおり行う。

（1）作業停電計画

お客さまは、閉電の供給線路の停電が必要な場合、作業停電計画を停電予定日の30日前までに閉電に連絡する。閉電は、閉電および第三者の計画とともに調整し、停電予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、第三者との調整が完了していない作業停電については、閉電は調整状況をお客さまに連絡し、調整が完了次第、調整結果をお客さまに連絡する。

（2）計画の変更

お客さまおよび閉電は、（1）により決定した作業停電計画の変更を必要とする場合、すみやかに相互に申し入れ協議し、変更することができる。

（3）作業停電の手続きと決定

a. 作業停電の手続き

（1）により決定した作業停電計画は、停電予定日の2日前までに相互からの変更または中止の連絡がない場合、実施決定されたものとする。

b. 応急作業停電

お客さまおよび閉電は、急を要する作業が発生した場合および作業停電計画以外の作業が必要となった場合、相互に申し入れ協議し、閉電が適切と認めるところに従い、実施することができる。

c. 実施決定の変更

お客さまおよび閉電は、保安上の危険のため緊急を要する場合など、やむを得ず実施決定を変更する必要が生じた場合、相互に申し入れ協議し、閉電が適切と認めるところに従い、変更することができる。

【2 関電は供給線路の人工接地試験を実施するにあたって、実施予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。】

((逆潮流ありの連系のみ追加))

【3 関電が供給線路の停電を伴わずに実施する他線路とのループ切替において、お客さまの発電機の停止または解列が必要となる場合、関電は実施予定日の10日前までにお客さまに連絡し、実施することができる。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。】

<<お客さまにより選択：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>
第3条 「1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）」と同じ

<<お客さまにより選択：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>
第3条 「1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合」と同じ

(事故時の処置)

<<受電方式により選択：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>
第4条【事故時の処置は次のとおりとする。】

【(1) お客さまの構内事故の場合】

((逆潮流なしの場合))

【お客さまの構内事故の場合、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電機を連系させる。ただし、お客さまの発電設備の異状による事故の場合、お客さまは関電にその旨を連絡し、発電機を連系するにあたって関電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。】

((逆潮流ありの場合))

【お客さまの構内事故の場合、お客さまはすみやかに関電に連絡する。その後、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電機を連系させる。ただし、お客さまの発電設備の異状による事故の場合、お客さまは関電にその旨を連絡し、発電機を連系するにあたって関電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。】

【(2) 線路事故の場合】

【a . 供給回線が停電の場合】

【お客さまの供給回線が停電した場合、お客さまは供給回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合、受電用しゃ断器の開放確認および断路器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認する。

また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【b . 復旧後の操作】

【お客さまは、供給回線に正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないことおよびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていることを確認して受電し、その後、お客さまの発電機を連系させ、関電にその旨を連絡する。ただし、関電の復旧作業等で再度停電することがある。】

【(3) お客さまおよび関電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。】

<<受電方式により選択：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>
第4条 「1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）」と同じ

<<受電方式により選択：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第4条 事故時の処置は次のとおりとする。なお、お客さまが供給回線を切替して受電中の場合には、常用回線と予備回線を読み替えるものとする。

系統連系ありの場合

【(1) お客さまの構内事故の場合】

((逆潮流なしの場合))

【お客さまの構内事故の場合、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電機を連系させる。ただし、お客さまの発電設備の異状による事故の場合、お客さまは閉電にその旨を連絡し、発電機を連系するにあたって閉電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。】

((逆潮流ありの場合))

【お客さまの構内事故の場合、お客さまはすみやかに閉電に連絡する。その後、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電機を連系させる。ただし、お客さまの発電設備の異状による事故の場合、お客さまは閉電にその旨を連絡し、発電機を連系するにあたって閉電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。】

【(2) 線路事故の場合】

【a. 予備回線が停電の場合】

【お客さまの予備回線が停電した場合、お客さまは予備回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がない場合、停電回線のしゃ断器の開放確認および断路器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認する。

また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【b. 常用回線が停電の場合】

【(a) 手動切替の場合】

【お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認した後、予備回線に切替え受電する。

また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【(a) 自動切替の場合】

【お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは自動切替装置により予備回線に切替え引き続き受電する。なお、お客さまの自動切替装置が手動切替運用中にお客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認した後、予備回線に切替え受電する。

また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【(b) 復旧後の操作】

【常用回線の事故により予備回線へ切替えた場合、常用回線の事故復旧後、お客さまは閉電からの依頼により、常用回線に正常な電圧があることおよびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていることを確認の上、すみやかに常用回線へ切替えを行い受電し、その後、お客さまの発電機を連系させ、閉電にその旨を連絡する。ただし、閉電の復旧作業等で再度停電することがある。】

【c. 常用・予備回線が停電の場合】

【(a) 2回線停電の場合】

【お客さまの常用回線および予備回線がともに停電した場合、お客さまは常用回線および予備回線のともに電圧がないことを確認した上で、構内を点検して構内に異状がないことを確認し、お客さまの常用回線、予備回線の受電用しゃ断器および断路器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認する。

また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【(b) 復旧後の操作】

【閉電の設備の事故復旧後、お客さまは常用回線および予備回線の両方またはどちらかに正常な

電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異常がないことおよびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていることを確認のうえ受電し、その後、お客さまの発電機を連系させ、閉電にその旨を連絡する。ただし、閉電の復旧作業等で再度停電することがある。】

【(3) お客さまおよび閉電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。】

系統連系なしの場合

(1) 予備回線が停電の場合

お客さまの予備回線が停電した場合、お客さまは予備回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がない場合、停電回線のしゃ断器の開放確認および断路器の開放をする。

(2) 常用回線が停電の場合

a. 手動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器の開放をした後、予備回線に切替え受電する。

a. 自動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは自動切替装置により予備回線に切替え引き続き受電する。なお、お客さまの自動切替装置が手動切替運用中にお客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器も開放をした後、予備回線に切替え受電する。

b. 復旧後の操作

常用回線の事故により予備回線へ切替えた場合、常用回線の事故復旧後、お客さまは閉電からの依頼により、常用回線に正常な電圧があることを確認の上、すみやかに常用回線へ切替えを行い受電し、閉電にその旨を連絡する。

(3) 常用・予備回線が停電の場合

a. 2回線停電の場合

お客さまの常用回線および予備回線がともに停電した場合、お客さまは常用回線および予備回線のともに電圧がないことを確認した上で、構内を点検して構内に異常がないことを確認し、お客さまの常用回線、予備回線の受電用しゃ断器および断路器の開放をする。

b. 復旧後の操作

閉電の設備の事故復旧後、お客さまは常用回線および予備回線の両方またはどちらかに正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異常がないことを確認のうえ受電し、閉電にその旨を連絡する。

(4) お客さまおよび閉電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

<< 受電方式により選択：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合 >>

第4条 「常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合」と同じ

(連絡)

第5条 お客さまおよび閉電間の機器操作に関する連絡は、お客さまと閉電 営業所ネットワーク技術センターとの間で行い、その他の連絡は、お客さまと閉電 営業所お客さまセンターとの間で行うこととし、連絡先は次に示すとおりとする。

(1) 第3条(対象設備の作業停電計画)のうち(1)から(3)a 作業停電実施の手続きに関する事項の連絡先

[お客さま]

(電話番号 ×× - ×××× - ××××)

[関電] 関西電力株式会社 営業所 お客さまセンター
(電話番号 xx - xxxxx - xxxxx)

(2) 本項(1)以外の系統運用に関する事項の連絡先

[お客さま]

(電話番号 xx - xxxxx - xxxxx)

[関電] 関西電力株式会社 営業所 ネットワーク技術センター
(電話番号 xx - xxxxx - xxxxx)

2 お客さまおよび関電は、本条第1項(2)に関する連絡にあたっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、お客さまおよび関電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(有効期限)

第6条 この申合書の有効期限は、電気需給契約の期限と同一とする。ただし、電気需給契約が更改されても申し合わせ内容に変更がなくお客さま、関電いずれからも申し入れがない場合は、お客さま、関電間で更改された電気需給契約の期限まで有効期限は自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他事項)

第7条 お客さまおよび関電は、この申合書に定める事項について、変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。

2 お客さまおよび関電は、系統運用に関連する事項で、申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

この申合書締結の証として本書2通を作成し、お客さま、関電各々1通を保有する。

平成 年 月 日

(お客さま)

(関電) 市 町x - x - x
関西電力株式会社
営業所ネットワーク技術センター
所 長

給電申合書
(P P S - L : 高圧お客さま)

【 】は系統連系ありの場合のみ追加。

(以下「お客さま」という。)と関西電力株式会社(以下「関電」という。)は、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

(対象設備)

第1条 本申合書の対象となる設備(以下、「対象設備」という。)は、市 町 x - x - x に設置するお客さまの受電設備および【系統連系する発電設備ならびに】これに関連する関電の供給線路、取引用計量装置および制御通信設備とする。

【2 お客さまが関電の系統に連系する発電設備は次の通りとする。】

電気方式	交流 相3線式	周波数	Hz
電 圧	V		
定格出力	kW × 台		
総容量	kVA		
発電機種類	発電機(原動機種類)		

<<常予備受電のお客さまの場合のみ適用>>

3 関電のお客さまへの供給回線は別紙引込概要図に示すとおりとし、平常時の供給回線は常用回線とする。

(設備の操作)

<<受電方式により選択：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合(系統連系時のみ適用)>>

第2条【お客さまおよび関電は、発電機の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、打合せ結果に基づき実施する。】

【2 お客さまはお客さまの発電機を関電の系統に連系するにあたっては、関電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

<<受電方式により選択：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関電は、対象設備の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。ただし、供給回線の停電を伴わない対象設備の操作および作業については、事前打合せを省略できる。

(1) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関電はその都度連絡することなくお客さまと事前に打ち合わせした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは次により、お客さまの対象設備を自主操作する。

a. 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までにお客さまの受電用しゃ断器および断路器を開放し、関電へその旨を連絡する。関電は停電操作した後、その旨をお客さまへ連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 送電時の操作

関電は、送電操作前にお客さまへ事前連絡した後、送電操作し、その旨を連絡する。お客さまは線路の充電を確認した後、お客さまの受電用しゃ断器および断路器を投入して受電する。ただ

し、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合は関電からお客さまへの連絡を省略できる。

【2 お客さまはお客さまの発電機を関電の系統に連系するにあたっては、関電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

<<受電方式により選択：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関電は、対象設備の操作および作業にあたり、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。また、受電用しゃ断器のインターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。

(1) お客さまの対象設備の操作

お客さまが供給回線の切替を伴わないお客さまの対象設備の操作を行う場合、お客さまの自主操作により行う。

(2) 供給回線の切替および切戻し操作

お客さまは供給回線の切替および切戻し操作を次により行うものとする。

a. 切替時の操作

お客さまは、供給回線を常用回線から予備回線に切替える場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、予備回線に切替えを行い、切替え完了した後、関電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 切戻し時の操作

お客さまは、切替えた供給回線を予備回線から常用回線に切戻す場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、常用回線に切戻しを行い、切戻し完了した後、関電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

【2 お客さまはお客さまの発電機を関電の系統に連系するにあたっては、関電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

<<受電方式により選択：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関電は、対象設備の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。ただし、供給回線の停電を伴わない対象設備の操作および作業については、事前打合せを省略できる。また、受電用しゃ断器のインターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。

(1) お客さまの対象設備の操作

お客さまが供給回線の切替を伴わないお客さまの対象設備の操作を行う場合、お客さまの自主操作により行う。

(2) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関電はその都度連絡することなくお客さまと事前に打ち合わせした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは次により、お客さまの対象設備を自主操作する。

a. 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までにお客さまの受電用しゃ断器および断路器を開放し、関電へその旨を連絡する。関電は停電操作した後、その旨をお客さまへ連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 送電時の操作

関電は、送電操作前にお客さまへ事前連絡した後、送電操作し、その旨を連絡する。お客さまは線路の充電を確認した後、お客さまの受電用しゃ断器および断路器を投入して受電する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合は関電からお客さまへの連絡を省略できる。

(3) 供給回線の切替および切戻し操作

お客さまは供給回線の切替および切戻し操作を次により行うものとする。

a. 切替時の操作

お客さまは、供給回線を常用回線から予備回線に切替える場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、予備回線に切替えを行い、切替え完了した後、閉電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 切戻し時の操作

お客さまは、切替えた供給回線を予備回線から常用回線に切戻す場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、常用回線に切戻しを行い、切戻し完了した後、閉電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

【2 お客さまはお客さまの発電機を閉電の系統に連系するにあたっては、閉電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

<<お客さまにより選択：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>
（作業計画の連絡）

第3条【閉電は供給線路の人工接地試験を実施するにあたって、実施予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。】

<<お客さまにより選択：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>
（対象設備の作業停電計画）

第3条 お客さまおよび閉電は、作業停電に関する計画、調整および実施を次に示すとおり行う。

(1) 作業停電計画

お客さまは、閉電の供給線路の停電が必要な場合、作業停電計画を停電予定日の30日前までに閉電に連絡する。閉電は、閉電および第三者の計画とともに調整し、停電予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、第三者との調整が完了していない作業停電については、閉電は調整状況をお客さまに連絡し、調整が完了次第、調整結果をお客さまに連絡する。

(2) 計画の変更

お客さまおよび閉電は、(1)により決定した作業停電計画の変更を必要とする場合、すみやかに相互に申し入れ協議し、変更することができる。

(3) 作業停電の手続きと決定

a. 作業停電の手続き

(1)により決定した作業停電計画は、停電予定日の2日前までに相互からの変更または中止の連絡がない場合、実施決定されたものとする。

b. 応急作業停電

お客さまおよび閉電は、急を要する作業が発生した場合および作業停電計画以外の作業が必要となった場合、相互に申し入れ協議し、閉電が適切と認めるところに従い、実施することができる。

c. 実施決定の変更

お客さまおよび閉電は、保安上の危険のため緊急を要する場合など、やむを得ず実施決定を変更する必要が生じた場合、相互に申し入れ協議し、閉電が適切と認めるところに従い、変更することができる。

【2 閉電は供給線路の人工接地試験を実施するにあたって、実施予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。】

<<お客さまにより選択：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>

第3条 「1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）」と同じ

<<お客さまにより選択：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第3条 「1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合」と同じ

（事故時の処置）

<<受電方式により選択：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>

第4条【事故時の処置は次のとおりとする。】

【（1）お客さまの構内事故の場合】

【お客さまの構内事故の場合、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電機を連系させる。ただし、お客さまの発電設備の異状による事故の場合、お客さまは閉電にその旨を連絡し、発電機を連系するにあたって閉電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。】

【（2）線路事故の場合】

【a．供給回線が停電の場合】

【お客さまの供給回線が停電した場合、お客さまは供給回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がない場合、受電用しゃ断器の開放確認および断路器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認する。

また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【b．復旧後の操作】

【お客さまは、供給回線に正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないことおよびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていることを確認して受電し、その後、お客さまの発電機を連系させ、閉電にその旨を連絡する。ただし、閉電の復旧作業等で再度停電することがある。】

【（3）お客さまおよび閉電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。】

<<受電方式により選択：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>

第4条 「1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）」と同じ

<<受電方式により選択：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第4条 事故時の処置は次のとおりとする。なお、お客さまが供給回線を切替して受電中の場合には、常用回線と予備回線を読み替えるものとする。

系統連系ありの場合

【（1）お客さまの構内事故の場合】

【お客さまの構内事故の場合、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電機を連系させる。ただし、お客さまの発電設備の異状による事故の場合、お客さまは閉電にその旨を連絡し、発電機を連系するにあたって閉電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。】

【（2）線路事故の場合】

【a．予備回線が停電の場合】

【お客さまの予備回線が停電した場合、お客さまは予備回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がない場合、停電回線のしゃ断器の開放確認および断路器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認する。

また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【b．常用回線が停電の場合】

【（a）手動切替の場合】

【お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認した後、予備回線に切替え受電する。

また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【(a) 自動切替の場合】

【お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは自動切替装置により予備回線に切替え引き続き受電する。なお、お客さまの自動切替装置が手動切替運用中にお客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認した後、予備回線に切替え受電する。

また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【(b) 復旧後の操作】

【常用回線の事故により予備回線へ切替えた場合、常用回線の事故復旧後、お客さまは関電からの依頼により、常用回線に正常な電圧があることおよびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていることを確認の上、すみやかに常用回線へ切替えを行い受電し、その後、お客さまの発電機を連系させ、関電にその旨を連絡する。ただし、関電の復旧作業等で再度停電することがある。】

【c . 常用・予備回線が停電の場合】

【(a) 2回線停電の場合】

【お客さまの常用回線および予備回線がともに停電した場合、お客さまは常用回線および予備回線のともに電圧がないことを確認した上で、構内を点検して構内に異常がないことを確認し、お客さまの常用回線、予備回線の受電用しゃ断器および断路器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認する。

また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【(b) 復旧後の操作】

【関電の設備の事故復旧後、お客さまは常用回線および予備回線の両方またはどちらかに正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異常がないことおよびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていることを確認のうえ受電し、その後、お客さまの発電機を連系させ、関電にその旨を連絡する。ただし、関電の復旧作業等で再度停電することがある。】

【(3) お客さまおよび関電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。】

系統連系なしの場合

(1) 予備回線が停電の場合

お客さまの予備回線が停電した場合、お客さまは予備回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がない場合、停電回線のしゃ断器の開放確認および断路器の開放をする。

(2) 常用回線が停電の場合

a . 手動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器の開放をした後、予備回線に切替え受電する。

a . 自動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは自動切替装置により予備回線に切替え引き続き受電する。なお、お客さまの自動切替装置が手動切替運用中にお客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器も開放をした後、予備回線に切替え受電する。

b . 復旧後の操作

常用回線の事故により予備回線へ切替えた場合、常用回線の事故復旧後、お客さまは関電からの依頼により、常用回線に正常な電圧があることを確認の上、すみやかに常用回線へ切替えを行い受電し、関電にその旨を連絡する。

(3) 常用・予備回線が停電の場合

a. 2回線停電の場合

お客様の常用回線および予備回線がともに停電した場合、お客様は常用回線および予備回線のともに電圧がないことを確認した上で、構内を点検して構内に異状がないことを確認し、お客様の常用回線、予備回線の受電用しゃ断器および断路器の開放をする。

b. 復旧後の操作

関電の設備の事故復旧後、お客様は常用回線および予備回線の両方またはどちらかに正常な電圧があることを確認した場合、お客様の構内側リレー動作がなくお客様の構内に異状がないことを確認のうえ受電し、関電にその旨を連絡する。

(4) お客様および関電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

<<受電方式により選択：常予備受電で引込開閉器なしのお客様の場合>>

第4条 「常予備受電で引込開閉器ありのお客様の場合」と同じ

第5条 お客様および関電間の機器操作に関する連絡は、お客様と関電 営業所ネットワーク技術センターとの間で行うこととし、連絡先は次に示すとおりとする。

[お客様]

(電話番号 xx - xxxx - xxxx)

[関電]

関西電力株式会社 営業所 ネットワーク技術センター

(電話番号 xx - xxxx - xxxx)

2 お客様および関電は、本条第1項に関する連絡にあたっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、お客様および関電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(有効期限)

第6条 本申合書の有効期限は、お客様が特定規模電気事業における需要者である期間と同一とする。

(その他事項)

第7条 お客様および関電は、この申合書に定める事項について、変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。

2 お客様および関電は、系統運用に関連する事項で、申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

この申合書締結の証として本書2通を作成し、お客様、関電各々1通を保有する。

平成 年 月 日

(お客様)

(関電) 市 町x - x - x

関西電力株式会社

営業所ネットワーク技術センター

所 長

給 電 申 合 書
(P P S - G : 高 圧 お 客 さ ま)

(以下「お客さま」という。)と関西電力株式会社(以下「関電」という。)は、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

(対象設備)

第 1 条 本申合書の対象となる設備(以下、「対象設備」という。)は、市 町 × - × - × に設置するお客さまの受電設備および系統連系する発電設備ならびにこれに関連する関電の供給線路、取引用計量装置および制御通信設備とする。

2 お客さまが関電の系統に連系する発電設備は次の通りとする。

電気方式	交流 相 3 線式	周波数	H z
電 圧	V		
定格出力	k W × 台		
総 容 量	k V A		
発電機種類	発電機 (原動機種類)		

<<常予備受電のお客さまの場合のみ適用>>

3 関電のお客さまへの供給回線は別紙引込概要図に示すとおりとし、平常時の供給回線は常用回線とする。

(設備の操作)

<<受電方式により選択：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第 2 条 お客さまおよび関電は、発電機の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、打合せ結果に基づき実施する。

2 お客さまはお客さまの発電機を関電の系統に連系するにあたっては、関電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。

<<受電方式により選択：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第 2 条 お客さまおよび関電は、対象設備の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。ただし、供給回線の停電を伴わない対象設備の操作および作業については、事前打合せを省略できる。

(1) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関電はその都度連絡することなくお客さまと事前に打ち合わせした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは次により、お客さまの対象設備を自主操作する。

a . 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までにお客さまの受電用しゃ断器および断路器を開放し、関電へその旨を連絡する。関電は停電操作した後、その旨をお客さまへ連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b . 送電時の操作

関電は、送電操作前にお客さまへ事前連絡した後、送電操作し、その旨を連絡する。お客さまは線路の充電を確認した後、お客さまの受電用しゃ断器および断路器を投入して受電する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合は関電からお客さまへの連絡を省略できる。

- 2 お客さまはお客さまの発電機を閉電の系統に連系するにあたっては、閉電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。

<<受電方式により選択：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび閉電は、対象設備の操作および作業にあたり、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。また、受電用しゃ断器のインターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。

(1) お客さまの対象設備の操作

お客さまが供給回線の切替を伴わないお客さまの対象設備の操作を行う場合、お客さまの自主操作により行う。

(2) 供給回線の切替および切戻し操作

お客さまは供給回線の切替および切戻し操作を次により行うものとする。

a. 切替時の操作

お客さまは、供給回線を常用回線から予備回線に切替える場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、予備回線に切替えを行い、切替え完了した後、閉電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 切戻し時の操作

お客さまは、切替えた供給回線を予備回線から常用回線に切戻す場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、常用回線に切戻しを行い、切戻し完了した後、閉電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

- 2 お客さまはお客さまの発電機を閉電の系統に連系するにあたっては、閉電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。

<<受電方式により選択：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび閉電は、対象設備の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。ただし、供給回線の停電を伴わない対象設備の操作および作業については、事前打合せを省略できる。また、受電用しゃ断器のインターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。

(1) お客さまの対象設備の操作

お客さまが供給回線の切替を伴わないお客さまの対象設備の操作を行う場合、お客さまの自主操作により行う。

(2) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、閉電はその都度連絡することなくお客さまと事前に打ち合わせした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは次により、お客さまの対象設備を自主操作する。

a. 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までにお客さまの受電用しゃ断器および断路器を開放し、閉電へその旨を連絡する。閉電は停電操作した後、その旨をお客さまへ連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 送電時の操作

閉電は、送電操作前にお客さまへ事前連絡した後、送電操作し、その旨を連絡する。お客さまは線路の充電を確認した後、お客さまの受電用しゃ断器および断路器を投入して受電する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合は閉電からお客さまへの連絡を省略できる。

(3) 供給回線の切替および切戻し操作

お客さまは供給回線の切替および切戻し操作を次により行うものとする。

a. 切替時の操作

お客さまは、供給回線を常用回線から予備回線に切替える場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、予備回線に切替えを行い、切替え完了した後、閉電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 切戻し時の操作

お客さまは、切替えた供給回線を予備回線から常用回線に切戻す場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、常用回線に切戻しを行い、切戻し完了した後、閉電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

- 2 お客さまはお客さまの発電機を閉電の系統に連系するにあたっては、閉電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。

<<お客さまにより選択：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

(作業計画の連絡)

第3条 閉電は供給線路の人工接地試験を実施するにあたって、実施予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。

- 2 閉電が供給線路の停電を伴わずに実施する他線路とのループ切替において、お客さまの発電機の停止または解列が必要となる場合、閉電は実施予定日の10日前までにお客さまに連絡し、実施することができる。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。

<<お客さまにより選択：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

(対象設備の作業停電計画)

第3条 お客さまおよび閉電は、作業停電に関する計画、調整および実施を次に示すとおり行う。

(1) 作業停電計画

お客さまは、閉電の供給線路の停電が必要な場合、作業停電計画を停電予定日の30日前までに閉電に連絡する。閉電は、閉電および第三者の計画とともに調整し、停電予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、第三者との調整が完了していない作業停電については、閉電は調整状況をお客さまに連絡し、調整が完了次第、調整結果をお客さまに連絡する。

(2) 計画の変更

お客さまおよび閉電は、(1)により決定した作業停電計画の変更を必要とする場合、すみやかに相互に申し入れ協議し、変更することができる。

(3) 作業停電の手続きと決定

a. 作業停電の手続き

(1)により決定した作業停電計画は、停電予定日の2日前までに相互からの変更または中止の連絡がない場合、実施決定されたものとする。

b. 応急作業停電

お客さまおよび閉電は、急を要する作業が発生した場合および作業停電計画以外の作業が必要となった場合、相互に申し入れ協議し、閉電が適切と認めるところに従い、実施することができる。

c. 実施決定の変更

お客さまおよび閉電は、保安上の危険のため緊急を要する場合など、やむを得ず実施決定を変更する必要がある場合、相互に申し入れ協議し、閉電が適切と認めるところに従い、変更することができる。

2 閉電は供給線路の人工接地試験を実施するにあたって、実施予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。

3 閉電が供給線路の停電を伴わずに実施する他線路とのループ切替において、お客さまの発電機の停止または解列が必要となる場合、閉電は実施予定日の10日前までにお客さまに連絡し、実施することができる。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。

<<お客さまにより選択：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>
第3条 「1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合」と同じ

<<お客さまにより選択：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>
第3条 「1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合」と同じ

(事故時の処置)

<<受電方式により選択：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>
第4条 事故時の処置は次のとおりとする。

(1) お客さまの構内事故の場合

お客さまの構内事故の場合、お客さまはすみやかに閉電に連絡する。その後、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電機を連系させる。ただし、お客さまの発電設備の異状による事故の場合、お客さまは閉電にその旨を連絡し、発電機を連系するにあたって閉電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

(2) 線路事故の場合

a. 供給回線が停電の場合

お客さまの供給回線が停電した場合、お客さまは供給回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合、受電用しゃ断器の開放確認および断路器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認する。

また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。

b. 復旧後の操作

お客さまは、供給回線に正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないことおよびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていることを確認して受電し、その後、お客さまの発電機を連系させ、閉電にその旨を連絡する。ただし、閉電の復旧作業等で再度停電することがある。

(3) お客さまおよび閉電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

<<受電方式により選択：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>
第4条 「1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合」と同じ

<<受電方式により選択：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>
第4条 事故時の処置は次のとおりとする。なお、お客さまが供給回線を切替して受電中の場合には、常用回線と予備回線を読み替えるものとする。

(1) お客さまの構内事故の場合

お客さまの構内事故の場合、お客さまはすみやかに閉電に連絡する。その後、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電機を連系させる。ただし、お客さまの発電設備の異状による事故の場合、お客さまは閉電にその旨を連絡し、発電機を連系するにあたって閉電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

(2) 線路事故の場合

a . 予備回線が停電の場合

お客様の予備回線が停電した場合、お客様は予備回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がない場合、停電回線のしゃ断器の開放確認および断路器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認する。

また、お客様は停電回線をお客様側から充電してはならない。

b . 常用回線が停電の場合

(a) 手動切替の場合

お客様の常用回線が停電した場合、お客様は常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認した後、予備回線に切替え受電する。

また、お客様は停電回線をお客様側から充電してはならない。

(a) 自動切替の場合

お客様の常用回線が停電した場合、お客様は自動切替装置により予備回線に切替え引き続き受電する。なお、お客様の自動切替装置が手動切替運用中にお客様の常用回線が停電した場合、お客様は常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認した後、予備回線に切替え受電する。

また、お客様は停電回線をお客様側から充電してはならない。

(b) 復旧後の操作

常用回線の事故により予備回線へ切替えた場合、常用回線の事故復旧後、お客様は閉電からの依頼により、常用回線に正常な電圧があることおよびお客様の発電機用しゃ断器が開放されていることを確認の上、すみやかに常用回線へ切替えを行い受電し、その後、お客様の発電機を連系させ、閉電にその旨を連絡する。ただし、閉電の復旧作業等で再度停電することがある。

c . 常用・予備回線が停電の場合

(a) 2 回線停電の場合

お客様の常用回線および予備回線がともに停電した場合、お客様は常用回線および予備回線のともに電圧がないことを確認した上で、構内を点検して構内に異常がないことを確認し、お客様の常用回線、予備回線の受電用しゃ断器および断路器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認する。

また、お客様は停電回線をお客様側から充電してはならない。

(b) 復旧後の操作

閉電の設備の事故復旧後、お客様は常用回線および予備回線の両方またはどちらかに正常な電圧があることを確認した場合、お客様の構内側リレー動作がなくお客様の構内に異常がないことおよびお客様の発電機用しゃ断器が開放されていることを確認のうえ受電し、その後、お客様の発電機を連系させ、閉電にその旨を連絡する。ただし、閉電の復旧作業等で再度停電することがある。

(3) お客様および閉電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

< < 受電方式により選択：常予備受電で引込開閉器なしのお客様の場合 > >

第 4 条 「常予備受電で引込開閉器ありのお客様の場合」と同じ

第 5 条 お客様および閉電間の機器操作に関する連絡は、お客様と閉電 営業所ネットワーク技術センターとの間で行い、その他の連絡は、お客様と閉電送電サービスセンターとの間で行うこととし、連絡先は次に示すとおりとする。

(1) 第 3 条 (対象設備の作業停電計画) のうち (1) から (3) a 作業停電実施の手続きに関する事項の連絡先

[お客様]

(電話番号 ×× - ×××× - ××××)

[関電] 関西電力株式会社 送電サービスセンター
(電話番号 xx - xxxxx - xxxxx)

(2) 本項(1)以外の系統運用に関する事項の連絡先

[お客さま]

(電話番号 xx - xxxxx - xxxxx)

[関電] 関西電力株式会社 営業所 ネットワーク技術センター
(電話番号 xx - xxxxx - xxxxx)

2 お客さまおよび関電は、本条第1項(2)に関する連絡にあたっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、お客さまおよび関電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(有効期限)

第6条 本申合書の有効期限は、お客さまが特定規模電気事業における発電者である期間と同一とする。

(その他事項)

第7条 お客さまおよび関電は、この申合書に定める事項について、変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。

2 お客さまおよび関電は、系統運用に関連する事項で、申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

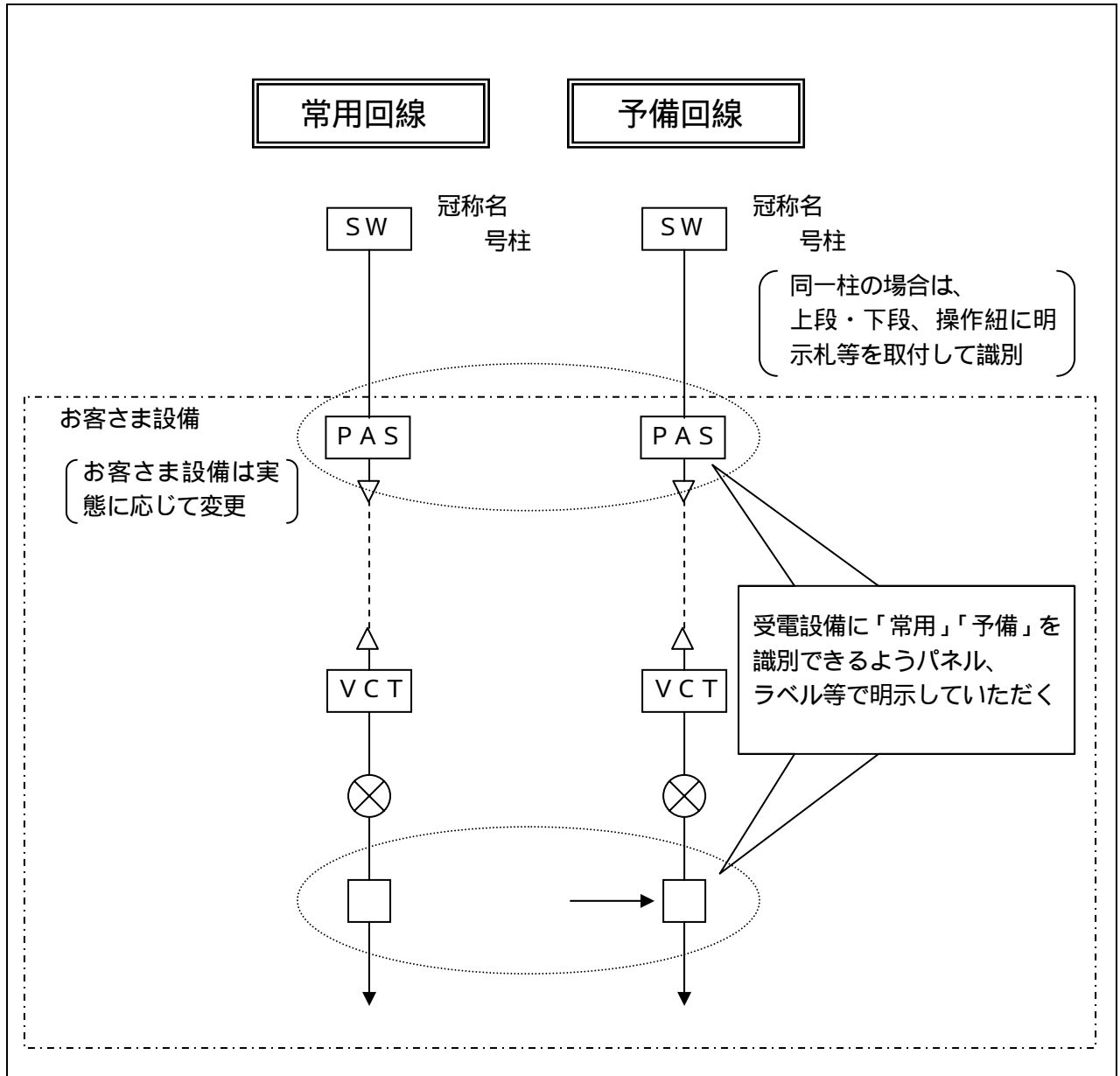
この申合書締結の証として本書2通を作成し、お客さま、関電各々1通を保有する。

平成 年 月 日

(お客さま)

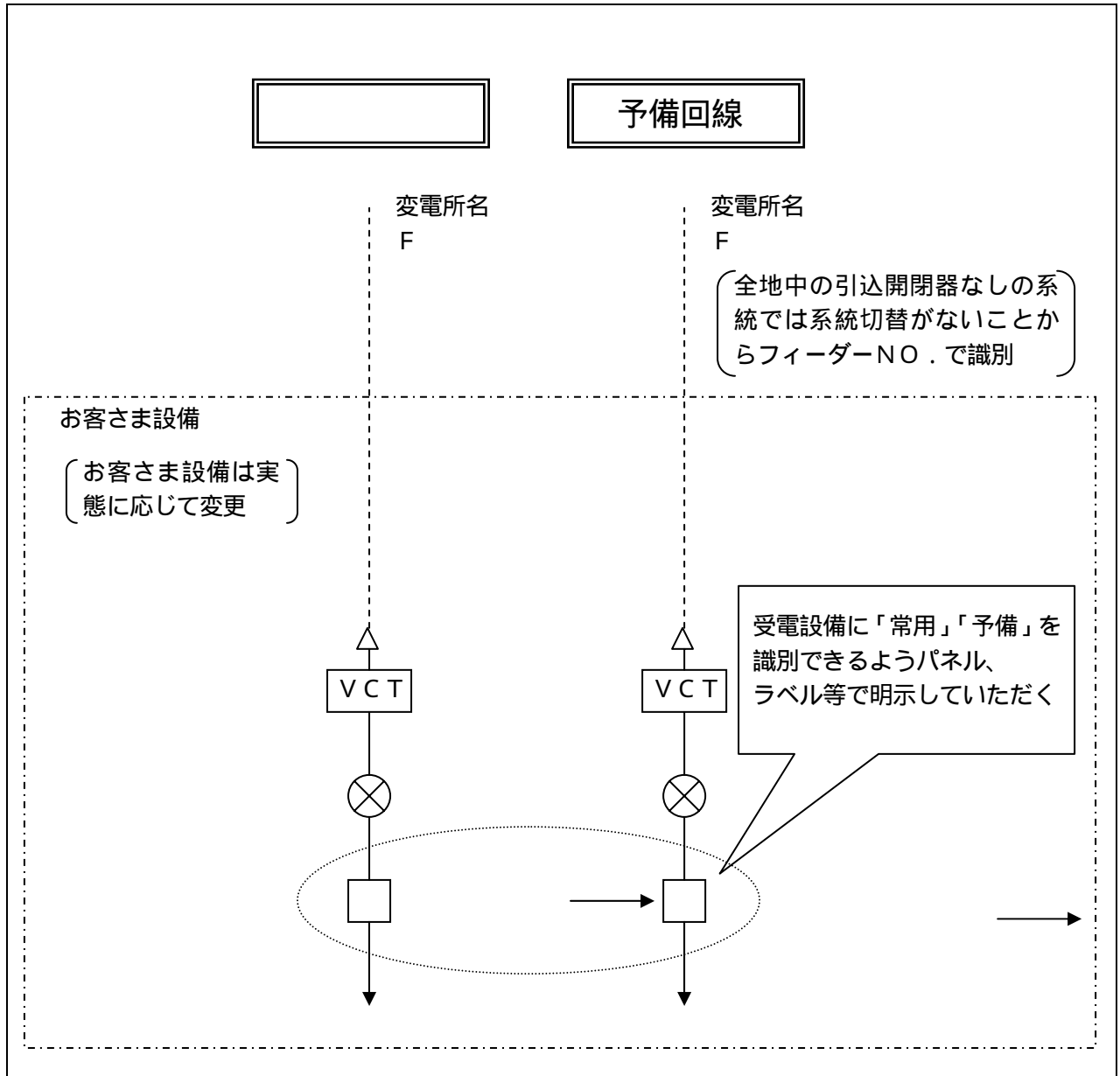
(関電) 市 町 x - x - x
関西電力株式会社
営業所ネットワーク技術センター
所 長

引込回線概要図 (別紙 1)



お客さま 主任技術者		ご承認印	関西電力株式会社 営業所ネットワーク技術センター所長	
凡 例	架空線	—————	取引用計量装置	VCT
	地中線	-----	高压引込開閉器 (当社)	SW
	しゃ断器	□	区分開閉器 (お客さま)	PAS
	断路器	⊗	常時開放点	→
	ケーブルヘッド	—▷		

引込回線概要図 (別紙 2)



お客さま 主任技術者		ご承認印	関西電力株式会社 営業所ネットワーク技術センター所長	
凡 例	架空線	—————	取引用計量装置	VCT
	地中線	- - - - -	高压引込開閉器 (当社)	SW
	しゃ断器	□	区分開閉器 (お客さま)	PAS
	断路器	⊗	常時開放点	————→
	ケーブルヘッド	—▷		